

困難な問題を抱える  
若年女性に対する支援  
スタートアップ  
マニュアル  
〔第1.0版〕



令和4年3月  
「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」  
ワーキングチーム



# 目次

はじめに.....	1
I. 支援のための基本的事項（押さえておくべき知識・情報） .....	3
1. 困難な問題を抱える若年女性を取り巻く環境 .....	3
2. 困難の背景 .....	4
3. 困難な問題を抱えた若年女性の現状と支援における課題 .....	4
4. 国の動向 .....	8
II. 支援の実態 .....	9
1. 若年女性支援に取り組むにあたり検討すべきこと .....	9
2. 若年女性の状態像を理解する .....	11
3. 支援・アプローチの姿勢 .....	11
4. 支援の流れをおさえる .....	12
支援プロセス1：発見・アウトリーチ .....	13
支援プロセス2：相談支援 .....	18
支援プロセス3：施設、シェルター等での保護 .....	26
支援プロセス4：自立支援・アフターケア .....	30
5. 官民連携・地域連携に向けて .....	33
III. 参考資料 .....	36
1. 若年女性が抱える問題と相談先・関係機関の一覧 .....	36
2. 児童福祉及び婦人保護に関する社会福祉施設等一覧 .....	38
3. 国の事業の紹介 .....	40



# はじめに

困難な問題を抱える若年女性に対する支援は、近年、必要性が増しています。これまで、婦人保護事業として支援が行われてきましたが、若年女性が抱える問題は多様化・複雑化・複合化しており、また、昨今の新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、支援を必要とする女性は増加しています。

こうした状況の中、官民一体となって困難な問題を抱えている女性の自立を包括的に支援する新たな制度が必要との提言を踏まえた動きが進められています。

平成30年度に創設された「若年被害女性等支援モデル事業」では、公的機関と民間団体が密接に連携し、夜間の見回り・声掛け等のアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行ってきました。令和2年度までのモデル事業の成果を踏まえ、令和3年度からは「若年被害女性等支援事業」として本格実施に移行しています。

その本格実施を踏まえ、全国各地の民間支援団体や自治体の担当者等に対し、若年女性を対象とした支援事例や支援ノウハウ等について周知するとともに、支援マニュアルを作成し、全国展開を図ることを目的に、令和3年度に「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」ワーキングチームを設置し、アンケート調査の実施、セミナーの開催、支援マニュアルの作成等について検討を行ってきました。

アンケート調査では、困難な問題を抱える若年女性（家庭関係の破綻、居場所がなく家を出た若年女性、性虐待や性搾取の被害者、生活困窮等）を対象とした支援（夜間見回り・声かけ等のアウトリーチによる支援等）について実施状況や課題等を把握するとともに、セミナー開催を通じて、若年女性を支援するにあたり知っておくべき支援の実態や課題等について広く周知を図りました。

それらを通じて得られた内容を踏まえ、全国各地において、官民一体となった若年女性支援の取組が実施されることを目的に、支援の実施に資するマニュアルを作り活用してもらえよう、本マニュアルを作成しました。

若年女性の支援においては、地域に存在する社会資源（民間団体、自治体・婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設等）が、それぞれの強みを活かした地域連携・官民連携により、支援を必要とする若年女性に支援が行き届くことが望まれます。その実現に向けて、本マニュアルをご活用いただければ幸いです。

令和4年3月

「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」ワーキングチーム  
座長 堀 千鶴子

### ●本マニュアルの趣旨

本マニュアルは、困難な問題を抱える若年女性に対する支援を行うにあたり、民間団体、自治体・関係機関の職員や相談員の参考となるよう、若年女性支援の流れ及び支援の際のポイントについて、これまで民間団体や自治体・関係機関が蓄積してきた若年女性支援に関する知見や支援の際の留意点などを踏まえ、スタートアップマニュアルとしてまとめたものです。

このマニュアルに沿った支援を全国で画一的に実践いただくことが目的ではなく、各民間団体及び自治体・関係機関が行う多様な支援のあり方に合わせて、柔軟に活用していただきますようお願いいたします。

なお、本マニュアルは、困難な問題を抱える若年女性に対する支援マニュアルの第1弾として作成したものであり、今後も随時見直し・改善を行っていきます。

### ●本マニュアルの対象

困難な問題を抱える若年女性支援を行う民間団体及び自治体・関係機関等の職員や相談員にご活用いただくことを想定し作成しています。

# I. 支援のための基本的事項（押さえておくべき知識・情報）

## 1. 困難な問題を抱える若年女性を取り巻く環境

### （1）困難な問題を抱える若年女性とは

国内には、性暴力・性被害、DV、虐待、貧困、いじめ、仕事や学校に行きたくない、親に言えない悩みがある、居場所がない、寂しい、悲しい、辛い、死にたいなど、苦しみの原因が何なのかもよく分からないまま、心に SOS や生きづらさを抱えている少女や若い女性たちがいます。

こうした様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されており、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うことが必要とされています。

### （2）我が国における若年女性の支援の位置づけ

我が国における若年女性の支援は、これまで婦人保護事業として実施されてきています。婦人保護事業は、昭和 31 年制定の売春防止法に基づき、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を図るための事業として始まった事業ですが、その後、社会経済状況等の変化を踏まえて、支援ニーズは多様化してきました。

こうした状況を踏まえ、平成 13 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）が制定され、DV 被害者を婦人保護事業の対象として法定化し、ストーカー被害者や人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等についても、婦人保護事業の対象として運用しています。

しかし、根拠法である売春防止法は、制定以来一度も抜本的な見直しが行われておらず、多様化・複雑化・複合化した問題を抱える若年女性の支援に十分対応できていない状況となっています。

#### 【若年女性が直面する複合的困難】

- ① 家族関係の悪化や家族の崩壊、きょうだい間の差別
  - ② 親からの暴力、親やきょうだいからの性虐待、性暴力・性被害
  - ③ 貧困・経済的困窮
  - ④ 性搾取
  - ⑤ 居場所の喪失、社会的孤立
  - ⑥ 学校教育からのドロップアウト（いじめ、不登校、高校中退）
  - ⑦ 就労機会・継続からの排除やドロップアウト、不安定な就労環境・低賃金
  - ⑧ 予期せぬ妊娠、中絶とそのトラウマ、孤立した環境での出産と子育て
  - ⑨ 心身の健康の侵害や障害－うつ、精神疾患や精神障害、知的障害、発達障害
  - ⑩ 自死念慮、自殺未遂、リストカット・オーバードーズ（自傷行為）
- など

## 2. 困難の背景

### (1) 自治体・民間支援団体から始まった若年女性支援の取組

若年女性の問題が取り上げられるようになり、国が政策化したのは、近年のことです。平成 20 年のリーマンショックにより若年男性の貧困が社会問題化しましたが、若年女性について取り上げられることはありませんでした。

こうした状況の中、横浜市が若年女性の不就労問題に着目し、若年女性の困難な状況やその背景、直面している課題や将来への希望等の把握を目的として、「若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査」を平成 20 年に実施しました。その結果を受け、就労講座等が実施されましたが、一部自治体への展開にとどまり、広く展開されるまでに至りませんでした。

一方、同時期から複数の民間支援団体が若年女性支援の活動を始めたことを契機に、性暴力・性搾取問題が顕在化し、国が政策化するに至りました。

### (2) 見えない存在であった若年女性

若年女性問題が顕在化しなかった理由として、これまでの社会における若年女性が見えにくい存在であったことが挙げられます。若年女性は、扶養され、庇護される存在として社会で位置づけられるとともに、性の商品化の対象として扱われることも多い状況にあります。

また、問題を抱えやすい若年女性は、自分の経験や気持ちを言語化することが苦手であること、自尊感情が弱く自己評価が低いこと、自己避難の気持ちが強く自己責任論として内面化してしまう方が多いことから、社会課題として捉えられずにいた背景があるものと考えられます。

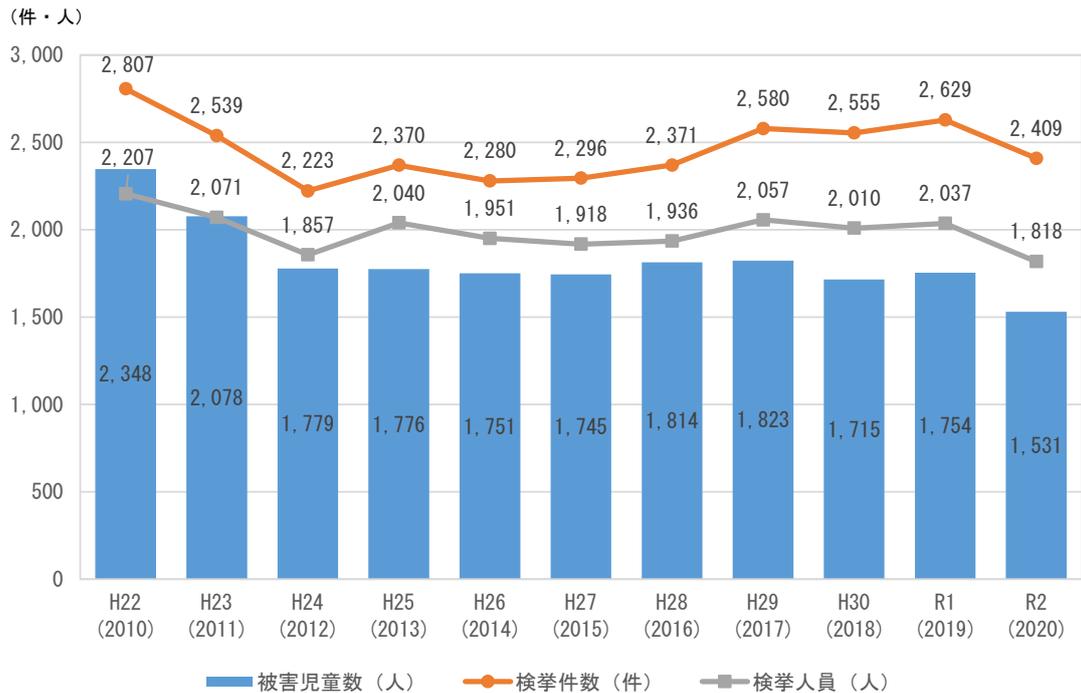
## 3. 困難な問題を抱えた若年女性の現状と支援における課題

### (1) 性被害、虐待等の現状

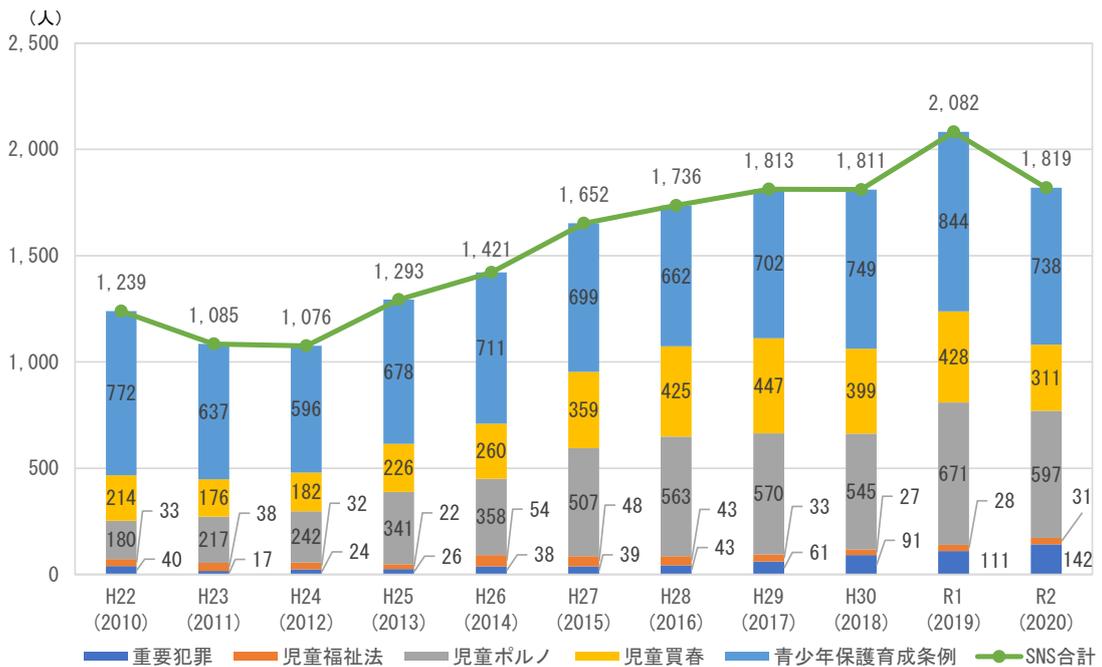
若年女性が抱える困難な問題の一つである子どもの性被害（児童性的搾取等）の現状を見ると、令和 2 年における児童買春事犯等（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））の被害児童数は 1,531 人となっています。また、SNS に起因する事犯の被害児童数は平成 25 年度以降増加傾向にあり、令和 2 年は平成 28 年から 4.8%増加し、1,819 人となっています。

虐待の現状に関して、子どもの虐待により死亡に至った事例の直近の件数を見ると、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例は 72 例（78 人）（心中事例を除くと 56 例（57 人））となっています。また、死亡事例のうちネグレクトが死因となった子どもの死亡時の年齢が「0 日児」において、死亡時における実母の年齢は 15 歳～29 歳が多くなっており、実母の成育歴をみると「10 代での妊娠・出産の経験」「ひとり親家庭」が多くなっています。

●児童買春事犯等 検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



●SNS 罪種別の被害児童数の推移



出典：児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 資料

●子どもの死亡時における実母の年齢（0日児死亡）

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～	総計
人数	15	11	10	7	4	4	0	51
構成割合	29.4%	21.6%	19.6%	13.7%	7.8%	7.8%	0.0%	100.0%

※第5次報告から第16次報告の心中以外の虐待死事例のうち、死因となった虐待の種類がネグレクトの事例における0日児死亡の場合

出典：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第17次報告

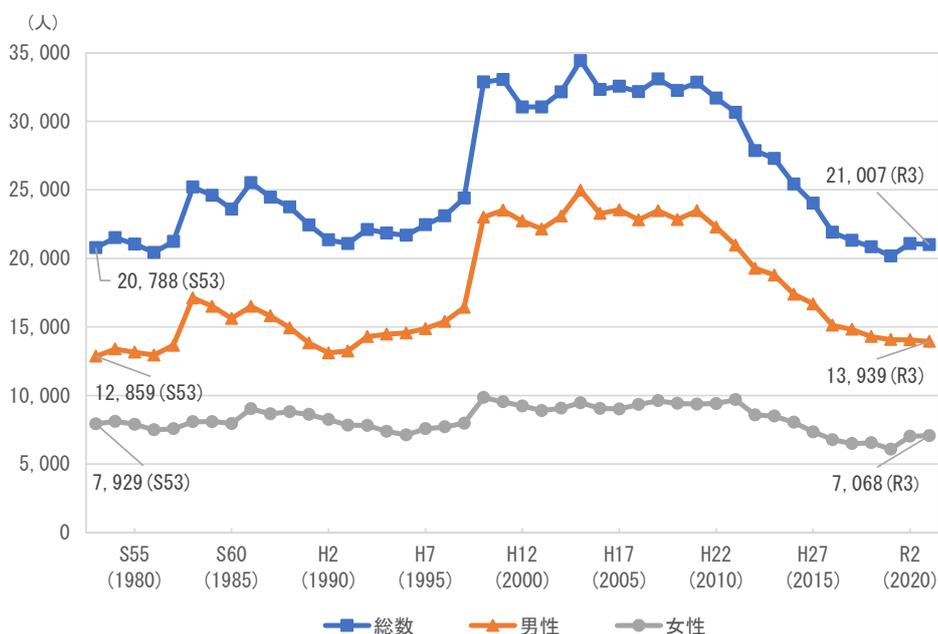
## (2) コロナ禍での若年女性への影響

近年、若年女性から寄せられる相談件数は増加傾向にあります。コロナ禍の影響で若年女性が抱える困難はより大きくなり深刻さを増しています。

女性就業者数の減少（飲食業、宿泊業等）や非正規雇用労働者の先行き不安の増加など、経済的困窮につながる影響が生じており、若年女性はこの影響が他の年代よりも収入・人間関係・育児・結婚等に直結することから、不安の増加につながっています。

こうしたことから、コロナ禍以降、女性の自殺者数は増加傾向にあり、令和3年度の女性の自殺者数は7,068人となっています。

●自殺者数の年次推移



●職業別自殺者数の年次推移



出典：厚生労働省資料「令和3年中における自殺の状況」

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が求められる中、家庭等に居場所のない若年女性から寄せられる相談件数は、コロナ禍以前より全国的に増えていきます。

<特定非営利活動法人 BOND プロジェクトに寄せられた相談件数>

●相談件数

	LINE	メール	電話	面談	保護	同行支援	他機関連携
1月	1,853	836	131	105	64	6	13
2月	1,552	805	108	132	85	9	10
3月	1,074	995	140	151	102	6	7
4月	1,208	896	141	126	89	8	28
5月	1,598	1,038	174	132	102	5	24
6月	1,328	834	175	142	116	8	51
7月	1,304	918	156	151	141	5	54
8月	1,554	988	184	166	122	5	64
9月	1,593	779	158	154	124	3	49
10月	1,984	798	150	139	103	1	13
11月	2,061	811	161	152	106	2	36
12月	2,400	900	151	136	95	4	13
合計	19,509	10,598	1,829	1,686	1,249	62	362

(令和3年1月～12月)

●LINE 相談件数【都道府県別】

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
788	81	153	207	98	100	242	255	294	199	942	991
東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
2,082	1,653	141	120	112	135	60	413	163	769	1167	265
滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
417	560	1228	690	89	31	45	82	200	465	385	74
香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	不明
111	77	511	494	96	82	108	141	68	231	68	1,661

(令和3年1月～12月)

出典：特定非営利活動法人 BOND プロジェクト提供資料

### (3) 公的機関による若年女性支援の課題

困難な問題を抱える若年女性は、悩みを抱え込む傾向が強く、行政等の公的機関への相談はハードルが高いなどの理由から、支援につながっていないことが指摘されています。一方、公的機関による支援の窓口は、当事者からアプローチがあることを前提としたスタイルが多く、かつ若年層の生活やコミュニケーションスタイルに合わない相談方法となっていることから、困難な問題を抱える若年女性と出会う有効な機会となっていない現状があります。

支援制度や支援施設についても、大人の相談員への不信感や価値観のずれ、集団生活の様々な規則（携帯、外出制限等）になじむことが難しいなど、若年女性の実態と合致していないという課題があります。

また、自治体は、見守りや個別支援・専門的支援の必要性を認識している一方で、専門職を含めた人員配置や予算が不十分であることから、対応に苦心している実情もあります。

### (4) 民間団体による支援

若年女性支援を率先して行ってきた NPO 等の民間団体では、より世代の近い当事者性のある女性が、公的支援につながらず制度の隙間にいる若年女性に対し、団体の独自性を活かした中長期にわたる継続的支援を行っています。若年女性支援において民間団体が担う役割は大きく、その活躍が期待されますが、行政との関係性や運営面において、継続した支援を提供していくために解決しなければならない課題も抱えています。

## 4. 国の動向

こうした状況を踏まえ、国が平成 30 年 7 月に設置した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」では、婦人保護事業の運用面における見直し方針や、困難な問題を抱える女性への支援のあり方についての検討を進め、「婦人保護事業を売春防止法から切り離し、官民一体となって困難な問題を抱える女性たちの支援を包括的に支援する新たな制度が必要」との提言をとりまとめました。

平成 30 年度から実施した「若年被害女性等支援モデル事業」では、様々な困難を抱えた若年女性について、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築して自立の推進に取り組んできました。そして、令和 3 年度からは「若年被害女性等支援事業」として各自治体での実施が推進されています。

令和 4 年度からは、新たな女性支援の担い手としての民間団体と、従来からの担い手（自治体・婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設）が、それぞれの強みを生かした官民協働による支援を強化していくこととしています。

## II. 支援の実態

### 1. 若年女性支援に取り組むにあたり検討すべきこと

民間団体等が若年女性支援に取り組む際には、まず、取り組む支援の全体像を検討し、支援の段階の中でどの部分を手掛けるか、どのような内容の支援を行うか検討する必要があります。あわせて、若年女性が抱える問題の現状や課題を認識し、地域資源としてこの問題に対応できる可能性がある関係機関を整理します。それぞれの機関が得意とする領域をカバーしつつ、お互いに連携することで、多様な若年女性の課題を漏れなくサポートしていける状態をめざします。

なお、支援を行うにあたっては、最初に相談を受けた民間団体等が全てを解決しなければならないものではありません。前述したとおり、若年女性が抱える問題に応じて支援の受け皿となる公的機関や民間団体があり、様々な支援制度があるため、当事者に寄り添いながら、必要な支援制度を提供している関係機関と連携していくことが重要です。

〔ポイント〕

- ・自分たちの主たる支援領域と支援内容を固める
- ・若年女性が抱える問題の全体像を理解し、主たる問題に対応するための支援領域を把握する
- ・若年女性が抱える各問題に対して、対応する関係機関を把握する
- ・問題により関係機関へのつなぎというサポートもできるよう、各関係機関と課題を共有し、関係機関と連携できる関係性をつくっていく

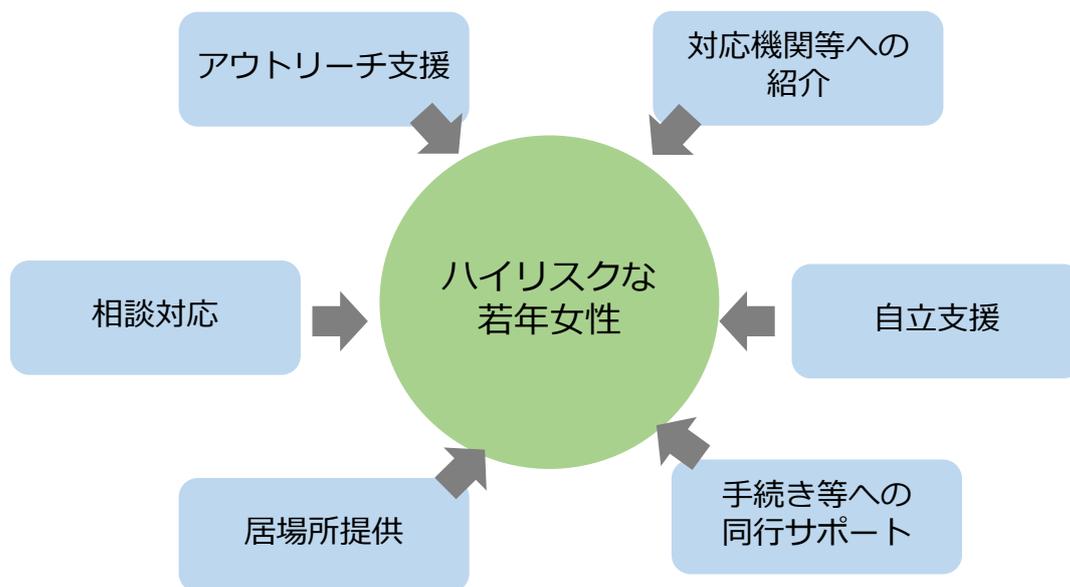
〔困難な問題を抱えた若年女性の実態〕



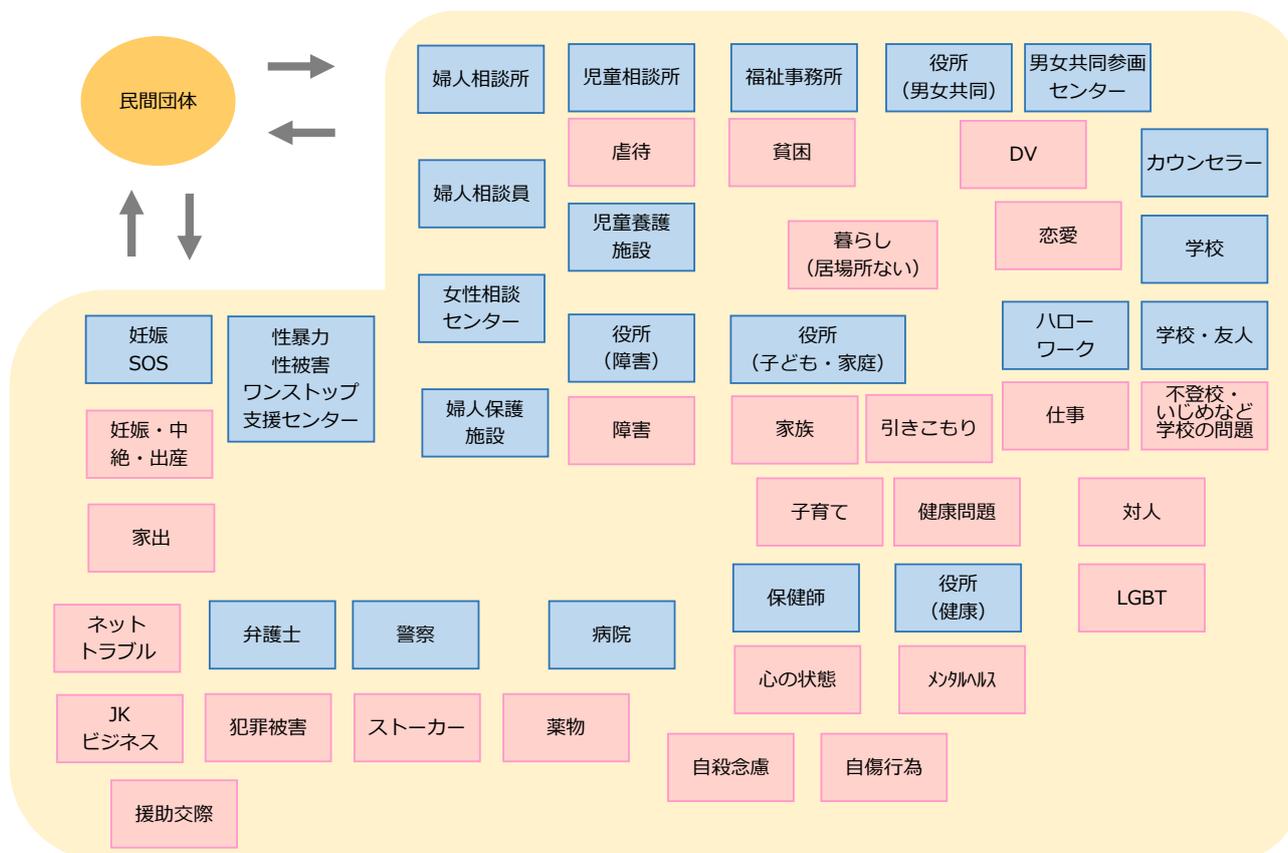
(特定非営利法人 BOND プロジェクト提供資料を加工して作成)

〔困難な問題を抱える若年女性に対する支援イメージ〕

困難な問題を抱える若年女性に対する支援には、以下のようなものがあります。



〔若年女性が抱えやすい困難な問題と関係機関のつながりのイメージ〕



※赤枠は若年女性が抱えやすい困難な問題、青枠は関係機関を示しています。

## 2. 若年女性の状態像を理解する

困難な問題を抱える若年女性は、自ら悩みを抱え込み、公的な支援につながりにくい面があることに加え、公的機関につなげてみても制度上の限界等により支援に至らない、公的機関の支援と合わず支援から逃れてしまう場合等もあります。その背景には、公的機関による支援に対する当事者の心理的ハードルの高さや情報不足があります。また、過去の支援の不適合の経験等から不信感を持ってしまうケースもあります。

支援に至らない場合においては、そもそも支援を受けられること（支援に関する情報等）を知らなかったり、これまでの経験から人間不信に陥っており、かつ安全な大人との接点がない場合等は相談に行かない・行けない状況となっていることが考えられます。特に、性被害や性的搾取の被害を受けた若年女性は、精神的な不安を抱えており、自ら公的な機関に助けを求めることは難しく、また、保護のニーズが高まる夜間や休日にかけている公的機関等が少ないことも、支援に至らない理由として挙げられています。

これまでに公的な支援につながった経験がある場合、例えば、児童相談所での一時保護経験等から、公的支援に相談することをためらってしまうことが考えられます。

このように、困難な問題を抱える若年女性は、支援からこぼれおちやすく、支援の手を差し伸べても支援に至らない、支援から逃れてしまう存在であることを理解しておく必要があります。

## 3. 支援・アプローチの姿勢

若年女性支援を行うにあたっては、以下のような支援・アプローチの姿勢で臨むことが重要です。

- **寄り添う姿勢**：支援・被支援と一方向の関係性ではなく、相手の関心・状態に寄り添う姿勢で接する。
- **長期間にわたるつながり**：相談者が自分のペースで出来事や気持ちを自由に表現し、また、信頼関係を築くまでは時間がかかるため、長期間にわたりつながれる体制が必要。
- **聞く姿勢、相談者の希望に沿う姿勢**：支援策に誘導するのではなく、困っている状況を聞く姿勢で、相談者の希望に基づく支援を提供する。
- **細やかな意識をもって接する**：困難な問題を抱えた女性は他人の接する態度等に敏感であり、支援者側をよく見ていることから、仕事や立場があるから対応していると感じさせないように、当事者に寄り添い、細やかな意識をもって接する。

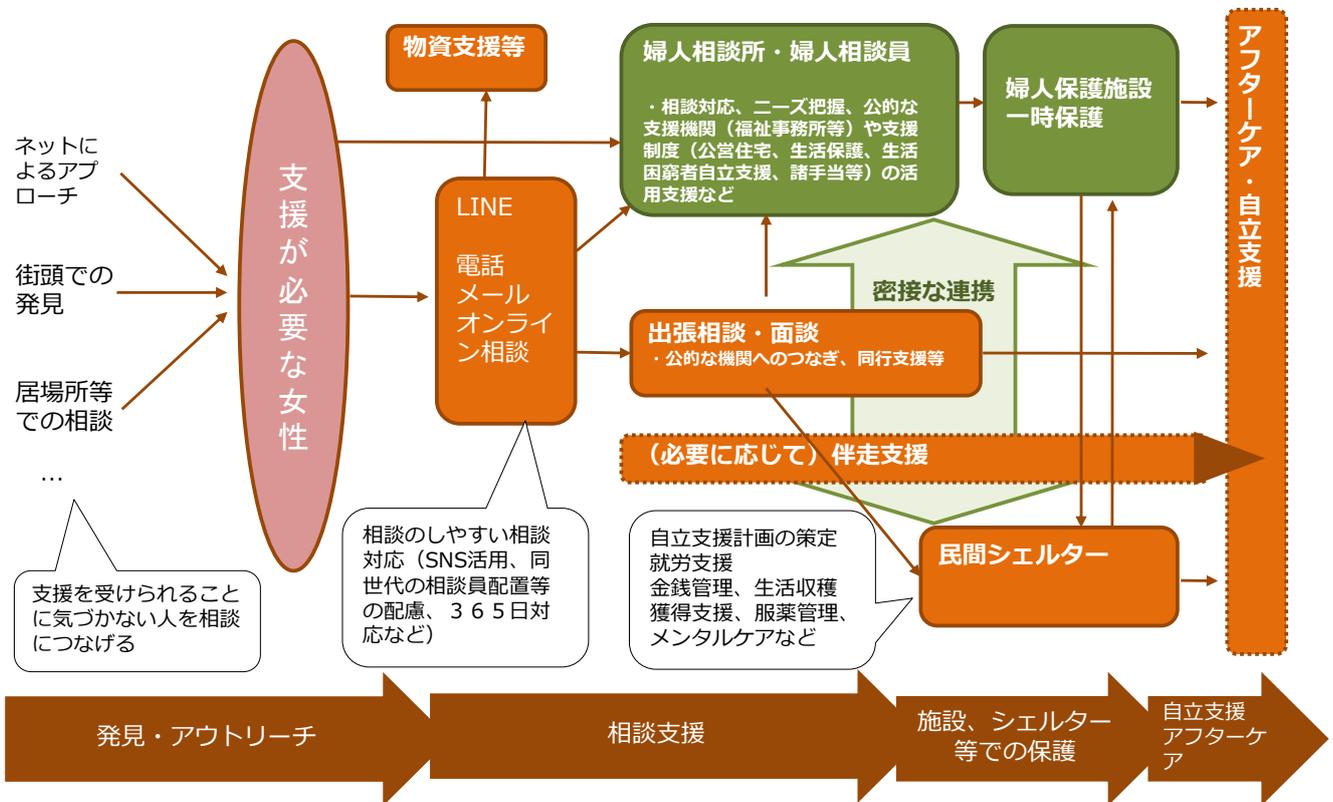
- **対象者の類型化、対応の定型化はしない**：相談者により抱えている問題が異なることから、安易な対象者の類型化、対応の定型化はせず、当事者の状況や気持ちに真摯に向き合う。

#### 4. 支援の流れをおさえる

支援は、主に次のような流れで進んでいきます。対象者の状況や、関連機関とのつながり等によっても異なりますが、大きく4つのプロセスにわけてご紹介します。

〔支援の概要図〕

官民が協働 それぞれの長所を活かして支援を要する女性のニーズを踏まえた支援



## 支援プロセス1：発見・アウトリーチ

### (1) 発見・アウトリーチとは

#### ● 街頭パトロールやネットパトロール等、多様な手段により若年女性と出会う

発見・アウトリーチでは、夜間の街頭パトロールによる声掛けや、ネットパトロール（インターネット上でのパトロール）等を行います。

街頭パトロールでは、家出をして居場所がない若年女性がいなかかなどに留意し、繁華街の路上等を見て歩きます。

ネットパトロールでは、SNS 上での発信や掲示板への書き込み等を見ていきます。その際、若年女性を対象に害を加える側からの書き込みもパトロール対象となります。インターネット上には、「SNS を通じて、見知らぬ人に安易に頼ってしまう」「自殺ほう助の書き込みとつながってしまう」といったリスクがたくさんひそんでいます。

このように、多様な手段を通じて、困難な問題を抱える若年女性と出会うことが必要です。

### (2) 街頭パトロールで問題を見つける

#### ● 話を聞かせてほしいというスタンスで接し、相手の意向を尊重する

家出しても行く先がなくお金もない場合、路上で彷徨ってしまうこととなります。夜間見回り等の街頭パトロールも、アウトリーチ支援の1つです。話を聞かせてほしいというスタンスで、気になった子がいたら声をかけていきます。相手が嫌がったら無理に追わない、連絡先だけ渡して切り上げるなど、相手の意向を尊重します。なお、安全を確保するため、パトロールの際は必ず複数人で行うことが重要です。

#### 〔街頭パトロールのポイント〕

ポイント	観点の例
気になる子の発掘	次のような様子に注目し、困難を抱えていないかを推測する ・ 季節感にあっていない服装をしている ・ 天気なのに傘を持っている ・ 路地裏やロッカー周辺等に座っている ・ 出会い系カフェから出てきた ・ あてもなくうろうろしている 等
声をかける時	・ 話を聞かせてほしいというスタンスで、相手の意向にあわせて進める ・ 話す気になってくれているか、数分なのか数十分とれるのか、場所はそのままだよいか移動してもよいか、等を確認しながら進める ・ アンケートに協力してくださいという声かけで始める

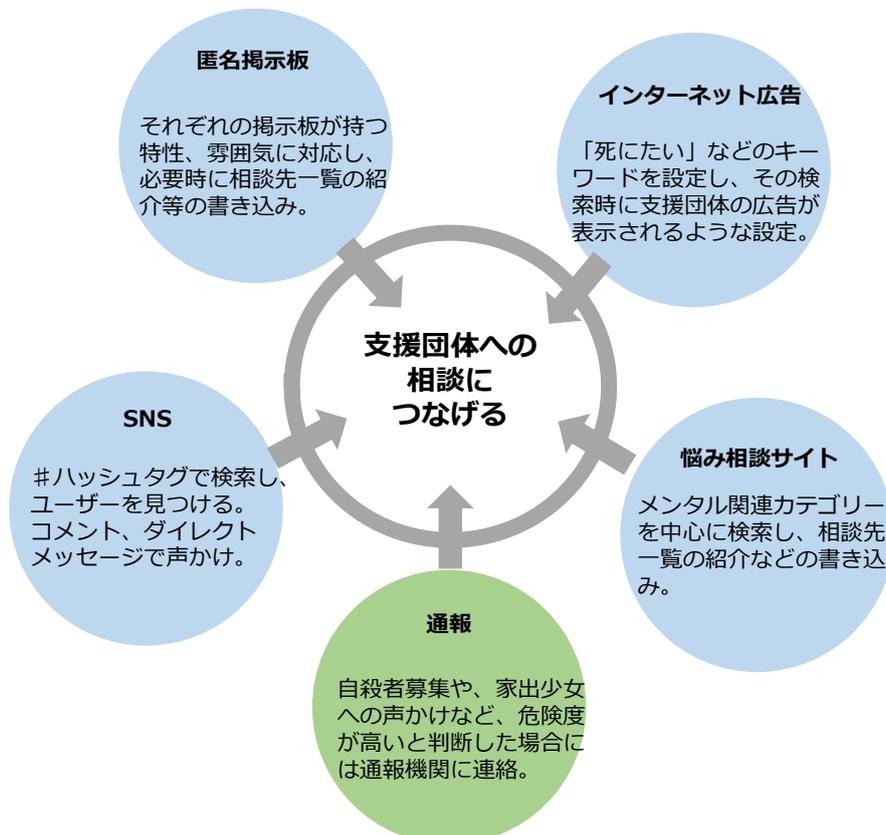
ポイント	観点の例
話を進める時 切り上げる時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当人から積極的な相談があれば次につなげるが、原則は話を聞くことにとどめて、最後に「よかったら知っておいて」と相談先カードを渡すような形で切り上げる</li> <li>・ 菓子や化粧品等を携帯し、喜んでもらえるようなら渡して切り上げるのも有効</li> </ul>
その場で保護対応が必要になった時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護するためのシェルター等をすぐ紹介できる場合はつなげるが、すぐにつなげられない場合でも、民間の宿泊先等を活用し、翌日行政相談に同行するなど、臨機応変に考えるとよい</li> </ul>

### (3) ネットパトロールで問題を見つける

#### ● 若年女性側の発信と合わせて、加害者側の発信もパトロール対象となる

Twitter などインターネット上での書き込みを定期的にチェックするのが、ネットパトロールです。困難な問題を抱えた若年女性側が発信している情報だけでなく、「泊めてあげるよ」などと誘い害を加えようとする側の発信もパトロール対象となります。警察でも生活安全課がサイバーパトロールしていますので、連携先の1つとして考えられます。

〔ネットパトロールのアプローチ例〕



(特定非営利法人 BOND プロジェクト提供資料を加工して作成)

〔ハイリスクな書き込みを見つけるポイント〕

ポイント	観点の例
SNS ハッシュタグで検索	「死にたい」「泊めて」「家がない」等をつけた書き込みを見つけていく
若い人の検索するサイトを重点的に見る	中高生がよく見るようなコミュニティサイトを、詳しい人等にきいてピックアップし、定期的な書き込みをチェックする
テーマが近い相談サイト等を重点的に見る	悩み相談するようなサイト等を検索等で探し、定期的な書き込みをチェックする
検索ワードに対応する広告を活用	「死にたい」等で検索した時に、相談先表示等ができるよう検索対応広告を活用する

〔見つけた書き込みを判断していくポイント〕

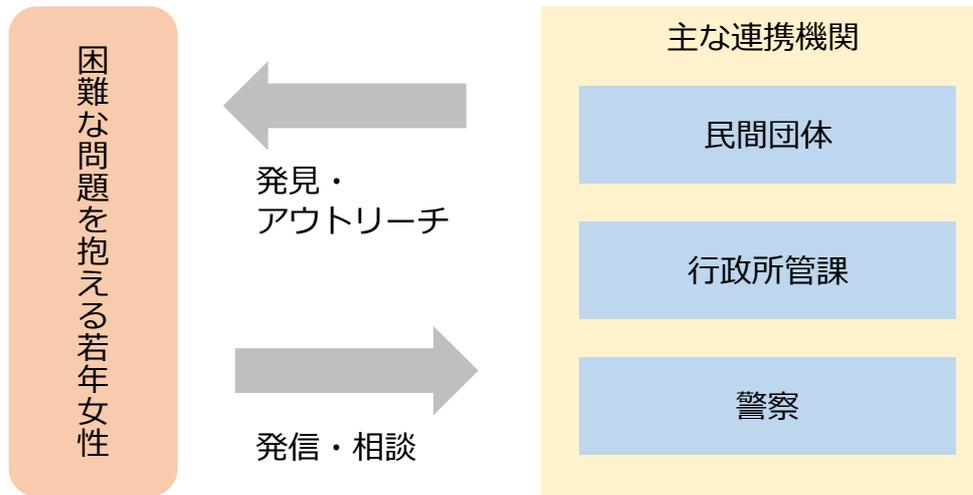
ポイント	観点の例
書き込みの内容をしっかりと読み込む	すぐ介入したほうがよさそうかどうか、切迫度等を書き込みから判断する
過去の書き込みにさかのぼる	プロフィールや過去の投稿等を見ながら、リスクの度合いを検討する
加害者側の書き込みをハッシュタグ等で検索する	「泊めてあげるよ」「迎えにいくよ」「殺してあげるよ」といった書き込みを見つけていく

〔見つけた書き込みにコンタクトする時のポイント〕

ポイント	観点の例
SNS 書き込み等個人連絡がとれる場合	書き込みに「いいね」と反応する／個別に DM を送ってみる（切迫度が高い場合になるほど、個別連絡の必要性が想定される）
SNS へのオープンな書き込みができる場合	相談先の情報やリンクを書き込む／支援団体名を名乗ってコンタクト先を書き込む等
匿名掲示板への書き込みの場合	相談団体の一覧を紹介するなど、その内容によって合わせて、回答者のふりをしてアプローチする／支援団体名を名乗ってコンタクト先を書き込む等
ネガティブな検索をした段階での予防をめざす場合	「死にたい」等想定されるハイリスクなキーワードを設定し、その検索時に防止表示が出るようなインターネット広告をつかう
加害者側の書き込みで危険度を感じる場合	書き込みに対して反応している女性を確認する／犯罪性が高そうな場合は、警察のサイバーパトロールに相談する

#### (4) 発見・アウトリーチにおける主な連携機関

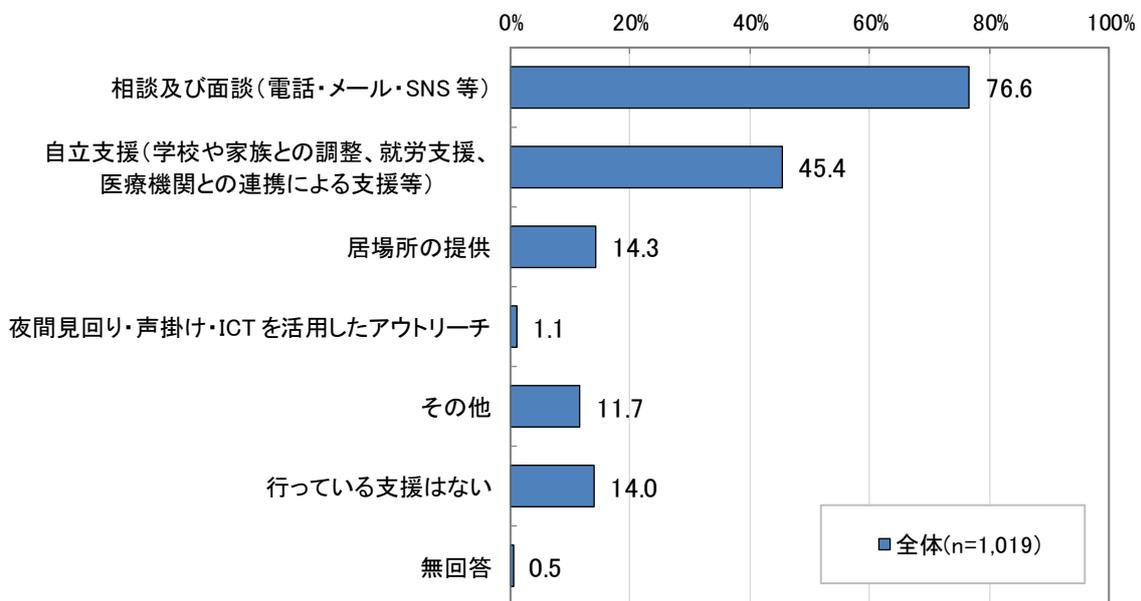
発見・アウトリーチにおいては、街頭パトロール、ネットパトロール等を行う民間団体、警察、行政所管課等が連携先となります。



#### コラム

#### 困難な問題を抱える若年女性に対する支援の実施状況

各自治体において、「相談及び面談（電話・メール・SNS等）」は多く行われていますが、居場所の提供やアウトリーチの実施は少ない状況となっています。



出典：「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」に係るアンケート調査

## ■取組団体

特定非営利活動法人 そだちの樹（福岡県福岡市）

## ■事業内容

居場所のない子どもの自立支援をサポートするために、平成 24 年に設立。相談窓口（電話・メール）の運営、福祉や法律の専門家によるサポート、フリースペースなどの居場所づくり、そして研修や講演を通じた啓発活動を行っています。（団体 Web サイト：<https://sodachinoki.org/>）

## ■取り組みのポイント・工夫

### ①見回りによるアウトリーチ支援

夜間の見回りによる声かけ、居場所（たまりば café）のビラ配りを実施しています。たまりば café とは日時を決めて開催するフリースペースで、気軽に立ち寄ってみたい場として運営しています。

### ②インターネット上でのアウトリーチ支援

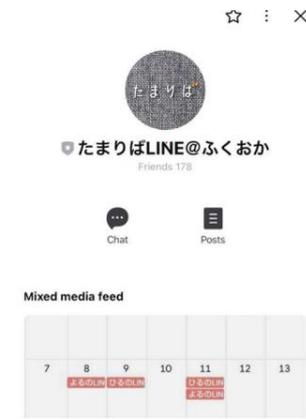
SNS や掲示板の書き込みを定期的にパトロールし、LINE 相談の連絡先などを書き込む活動をしています。また、まずは活動を見てほしいと、Instagram や Twitter で活動内容を発信し、そのリンクをコメント時に付けて案内することもあります。



公園での声かけ



SNS への書き込み



LINE 相談窓口

## ■課題・苦労している点

近年支援を行う中で、次のような点を感じつつ、大きな問題になる前にいかにつながるか、模索しながら進めています。

- ・ コロナ禍で外にも行くことができない人もいらないかと推察される。
- ・ 若年女性本人が、ヘルプを出すべきことだと認識していない、ヘルプの出し方がわからないということも多い。
- ・ アウトリーチ団体だけで困難な状況にある若年女性を見つけることは困難である。



居場所の様子



見回り時の配布チラシ

## 支援プロセス2：相談支援

### (1) 相談支援とは

#### ● 情報を把握し、必要な情報提供や支援内容を考えるための対話の場

相談支援においては、接点を持った人の情報をできるだけ把握し、必要な情報提供や支援内容を考えるために、最終的には直接本人と会話することが重要です。相談支援の手法には、SNS 上での個別メッセージのやり取りから、電話相談、対面での相談まで様々なものが含まれます。最初の信頼関係をつくる段階で SNS を使い、途中で対面機会をつくることもあります。特にリスクが高い状況ほど、可能な限り速やかに直接会って話を聞く機会を設ける必要があります。

### (2) SNS での相談対応を進める

#### ● SNS を通じて事情を把握し、ハイリスク者を電話相談、対面相談等へつなげる

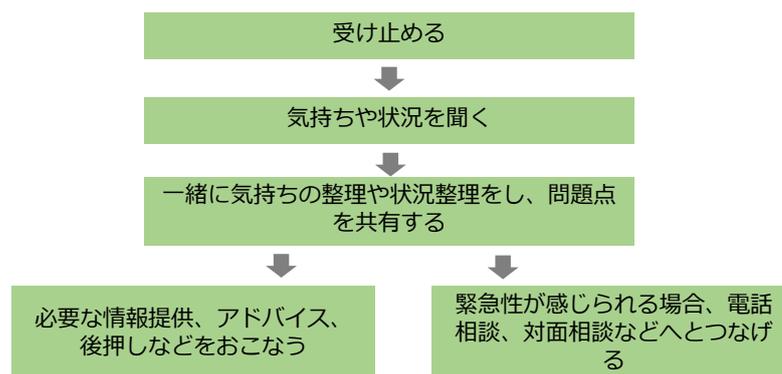
支援機関として相談受付をする場合には、電話、メール、SNS、面談と、複数のチャネルを設定しておくといよいでしょう。LINE 等による相談窓口を設けている団体もあります。ネットパトロールでコンタクトをとる時にも、気軽に連絡してもらいやすいよう若年女性が普段使っている LINE 等を案内することが有効です。

ただし、SNS でのやり取りは短文になることも多く、相手の状況が見えないまま進むこととなります。会話から相手の事情をできるだけ把握し、緊急対応が必要と想定されるハイリスク者は電話相談、対面相談等へつなげることが求められます。支援機関として、「相談スタンス」「基本の対応手順」を定めておくといよいでしょう。

#### 〔相談のスタンスの例〕

- ・話を聞かせてもらい、相手のことを知りながら一緒に考えていこうという姿勢
- ・「知りたい」「教えてほしいな」という気持ちを大切にする
- ・相手の発言を否定せず、受け入れる
- ・お互いを知る中で、関係性を築いていくというマインド
- ・基本は受け止めるが、関係性を築いたうえで必要な意見や想いを伝える
- ・状況や求めていることは個々に異なるので、1人ひとり対応していくという姿勢

#### 〔対応手順の例〕



### 〔理解しておくべき SNS 相談の特徴〕

- ・何かをしながら、誰かといながら、相談メッセージを打っていることもある。相談者のタイミングによっては、会話が止まってしまうことがある。
- ・パソコンの画面と、スマートフォンの画面では文章量の印象も変わる。SNS ツールの特性にもあわせる必要がある。
- ・短文でのやり取りが続くため、状況把握するには時間がかかる。
- ・考えたり、戸惑ったりして間が空くこともあり、相手のペースは見えづらい。待つべきか、メッセージを送るべきかの判断も重要である。
- ・逆に、相手からもこちらの表情が見えないので、わかりやすい言葉を用いて伝える必要がある。

### 〔話の中で把握していけるとよいこと〕

- ・「名前」「年齢」「住んでいる都道府県」「相談内容」といった基本事項
  - ・病院やカウンセリングの通院状況、診断名等
  - ・行政や福祉との関わり、利用している制度や手当（生活保護や障害者手帳、年金等）
  - ・その他、これまでや現在に関わっている支援機関等
  - ・ソーシャルサポート、周りとの関係性（親、兄弟、親戚、学校の先生、友達、恋人等）
  - ・出来事の発生経過
  - ・自殺念慮、自殺企図に関する話の場合は、死にたい気持ちでいるのか、ロープを買ってきたりなど準備をしている（行動に移そうとしている）のか
  - ・問題の明確化（何に困っていて、何を一番解決したいのか）
- ※ただしこれらは必須ではなく、次のような会話を通じて少しずつ聞いていけるとよい
- ・連絡をしてきてくれた理由、気持ち
  - ・抱えている問題、背景と、状況や気持ちの整理
  - ・少しでも楽になれる方法を一緒に考える
- ※相談者によっては、親に対する愛情や恐怖心等から、本当のことを言わなかったり、嘘を言ったりする場合もある。話を聞く際には、そうした言葉の裏側にある気持ちを汲み取り、状況を把握することが求められる。

### 〔緊急性に関する観点〕

- ・今、暴力を受けている、危険なところにいる、性被害を受けた
  - ・今、行くところがない、家出している
  - ・自殺しようとしている
  - ・人に危害を加えそうな兆候がある 等
- ※ただし、情報は一人で判断せず、支援機関内の相談や公的機関、民間団体との連携も活用する
- ※「手首を切った」「OD（オーバードーズ：薬を大量摂取）した」といった状態での連絡がきている時には、相手の気持ちを落ち着け、処置方法を確認し、病院へいくことを促す。場合によっては警察に通報する。会話できる状態であれば、気持ちを落ち着かせるように話しかける。

## ■取組団体

認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター（京都府京都市）

## ■事業内容

死にたいくらい思いつめるときの心の居場所をつくるために、平成 22 年に設立。自死の苦悩を抱える方に向けた相談活動（電話・メール等）、大切な人を自死で亡くされた方に向けたグリーフサポート、そして対外的な啓発活動に取り組んでいます。（団体 Web サイト：<https://www.kyoto-jsc.jp/>）

## ■取り組みのポイント・工夫

### ①基本的な考え方

自死の苦悩の根底には絶望的な孤独があります。他者との温かなつながりが得られることが、その孤独からしばし解放され得る手段だと考え、活動を設計しています。そのポイントが、心の居場所づくりと多様な価値尊重です。すべての活動を通じて、相談者の抱える孤独をやわらげることが意識しています。

### ②相談事業・居場所づくり

死にたいほどの苦悩を抱えた方向けに、「誰にも言えない本音を漏らせる場」として、電話相談、メール相談を提供しています。また、「おでんの会」「ごろごろシネマ」など、リラックスできる場、ほっとできる場を提供しています。その他にも大切な人を自死で亡くした方向けに個別面談などの事業をおこなっています。

### ③間接支援事業：シンポジウム・研修など

対人援助の具体的な方法論を提示する出前研修を行っており、自死の苦悩を抱えた方と適切な関わり方ができる人を増やしていくこともサポートしています。対人支援において大切なことなどの基本から、ロールプレイを中心とした体験型の講座まで、経験のない方も納得しながらすすめることができます。

## ■近年の傾向と見えてきたこと

メール相談は、毎月 100～200 件以上のぼりますが、近年は家族や友人からの相談にどう対応したらよいかという問い合わせが増えていきます。本人から問い合わせがなくても、こうした間接的な支援でサポートを広げること意識を強めています。

厚生労働省助成金事業  
Sotto ロールプレイ  
3都市 研修 募集  
東京 広島 仙台

相手の立場で発想すること、話を聞いて気持ちを受け取るということ、そして友人になるということなど、いろいろな相手の心、Sottoのロールプレイ体験を通して学ぶための実践的な研修です。

定員：各都府県 15名  
参加費：無料  
※研修費用（研修会場費）は別途で発生します。  
申し込み：高度認証のGoogleフォームまたはメールにてお問い合わせください。  
主 催：認定NPO法人 京都自死・自殺相談センター Sotto

現地開催  
1日目 10:00～17:00  
受付開始 9:45～ 昼休憩 12:00-13:30  
内容：開講式、自己紹介、死にたい気持ちについて考えるワーク、ロールプレイとは？  
2日目 10:00～17:00  
受付開始 9:45～ 昼休憩 12:00-13:30  
内容：ロールプレイとは？、自死遺族への対応、メール相談対応

オンライン開催  
3・4・5日目 20:00～22:00  
内容：ロールプレイ、質疑応答  
6日目 20:00～22:00  
内容：ロールプレイ、閉講式

お問い合わせ  
認定NPO法人 京都自死・自殺相談センター  
so-dan@kyoto-jsc.jp  
☎ 075-365-1600（月～金：9:00-17:00）  
※休日はメールのみ受け付けます。お問い合わせの際は、お名前とご連絡先をお知らせください。

研修案内チラシ

メールで伝えて  
死にたい気持ち

一通一通大切に読まさせていただきます。  
専門の相談員が秘密厳守でお応えします。  
相談は無料です。

現在 受付中 です

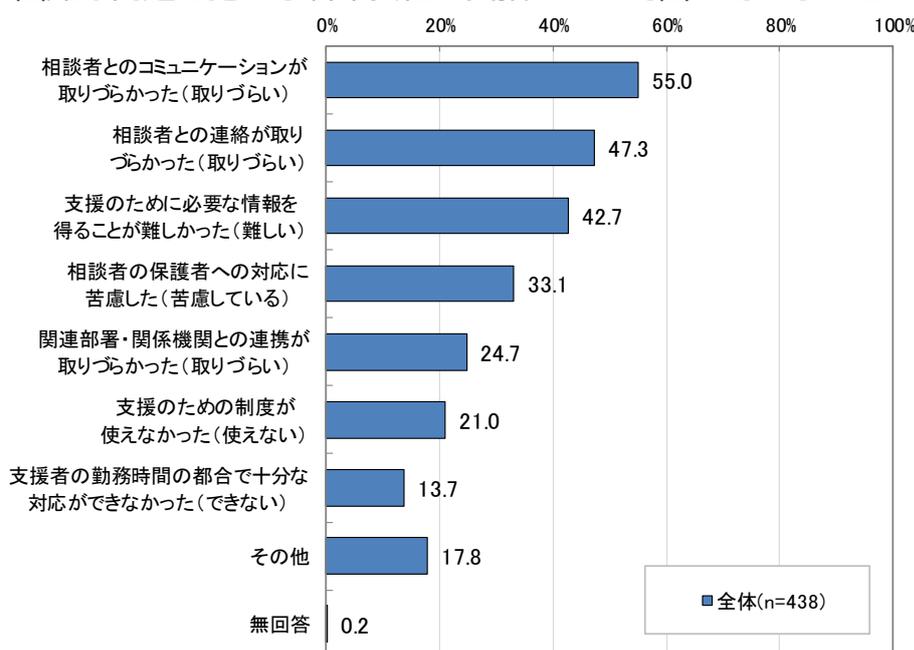
二階の待合と3階会議室をご確認の上、こちらからお申し込みください。

メール相談をする

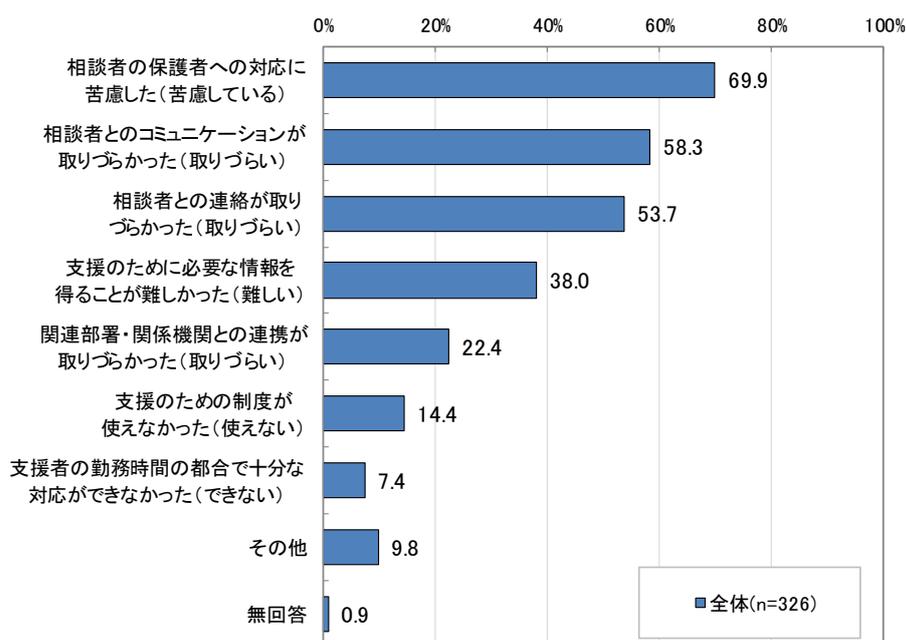
メール相談の受付

- ・「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」が18歳以上では最も多く、18歳未満では2番目に多くなっています。
- ・18歳未満では、「相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）」が最も多くなっています。
- ・「支援との連絡が取りづらかった（取りづらい）」「支援のために必要な情報を得ることが難しかった(難しい)」も、18歳以上・18歳未満ともに多くなっています。

<18歳以上の困難な問題を抱える若年女性の支援において困っていること>



<18歳未満の困難な問題を抱える若年女性の支援において困っていること>



出典：「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」に係るアンケート調査報告書

### (3) 対面型での相談対応をする

#### ● 相談者の状況に応じた対面の機会の設定

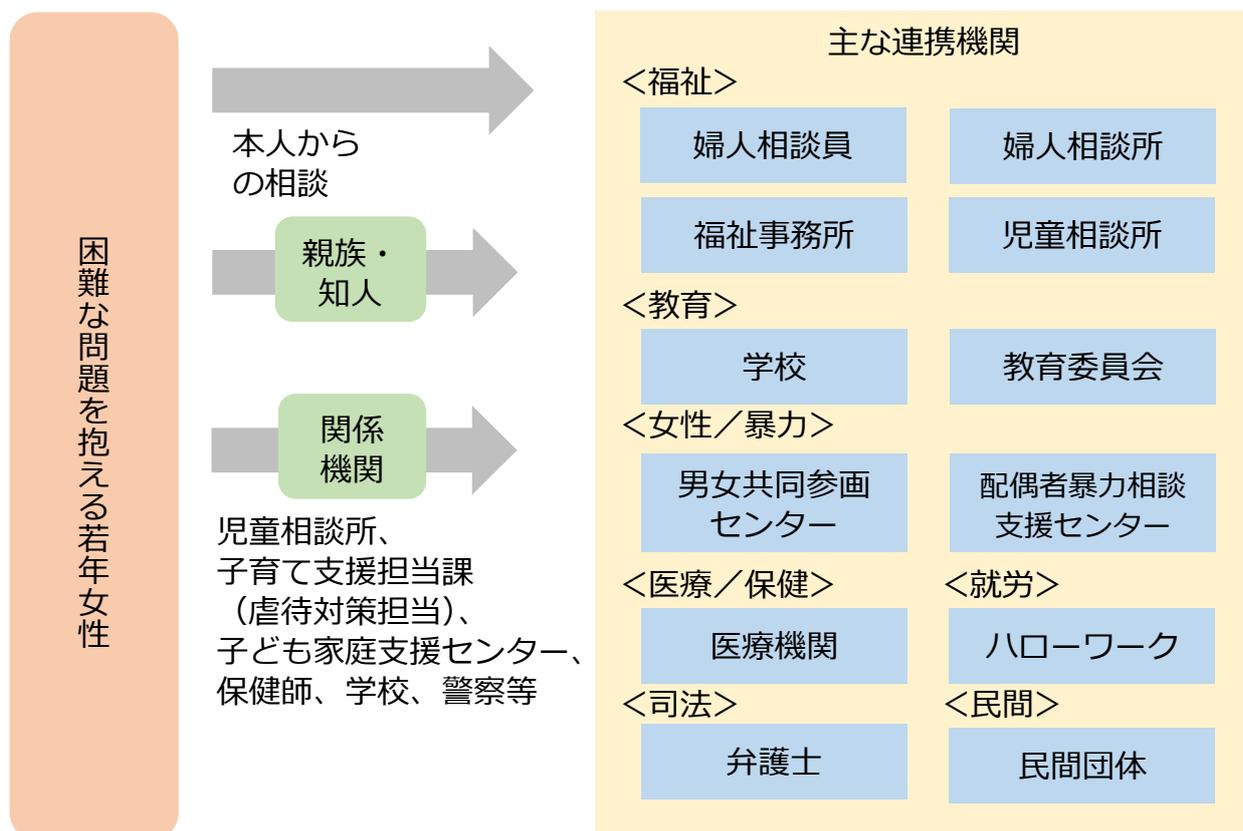
ハイリスクの可能性のある人は、対面、あるいは電話やビデオ通話で直接会話する機会をつくる必要があります。「家から出られない」等の事情を伝えてくる場合もありますが、こちらが近くまで出向いたり、本人の都合のよい日時に合わせれば会って話すことが可能かなど、相談者が考えやすいような選択肢を工夫することも重要です。

〔状況と気持ちの聞き方〕

- ・「死にたい」「消えたい」「居場所がない」「寂しい」  
→背景や要因を聞き取る（状況や気持ちを聞く時には時系列で確認）
- ・「虐待」「暴力」「喧嘩」「性被害」「援交」「パパ活」  
→中身を具体的に聞いていく（状況や気持ちを聞く時には時系列で確認）  
（相談者が思っている内容と、支援者側が思っている内容が異なる可能性がある  
ので、何について言っているかを具体的に確認する）

### (4) 相談支援における主な連携機関

若年女性の相談は、児童相談所や自治体の子育て支援担当課（虐待対策担当）、子ども家庭支援センター、保健師、学校、警察等の関係機関や、親族・知人等を通じて寄せられることが多くあります。相談支援を行う際の主な連携機関は、婦人相談員、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、学校、教育委員会、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、医療機関、ハローワーク、弁護士、民間団体など多岐にわたります。



**●対面相談がなぜ必要なのか？**

文字のやり取りだけではわからないことがあります。雰囲気、話し方や声の調子、体調、衛生状態など、家出している場合は荷物の量や服装、地方へのお出張面談の場合は暮らしている環境など、会うと知ることができることがあります。なぜ相談や支援からこぼれ落ちてきてしまったのか、どのような支援を必要としているかわかることもあります。

コロナの影響で人との関わりが薄くなり、行ける場所が減っていることなども孤独や孤立を深めることに繋がっており、コロナ禍のような有事の時だからこそ対面相談が必要となっています。

**●出張面談、同行支援をなぜ行うのか？**

特に緊急度の高い場合（家出している、生活困窮している、孤立した子育てをしている、妊娠している、性被害にあっている、住む場所がないなど）は迅速にお出張面談を行い、必要な支援に繋ぐことが重要です。

相談者1人では相談窓口で話せないケース（行政への相談に敷居を高く感じている、自分の状況や考えを上手く言語化できない、混乱している、精神面を含めた体調不良の症状が出ているなど）については窓口にお同行します。支援を受けることに不安を抱えている場合もあり、背中を押す役割にもなっています。

〔面談時に使う相談表の例〕

相談員氏名 \_\_\_\_\_ 電話 面談 保護 同行 その他 ( )

年 月 日	相談時間 : ~ : ( )分	相談場所 ( )
氏名	年齢 (学年)	生年月日
		住所
就学/ 就労	正規・非正規・自営業(フリーランス)・風俗・夜職・ 学生・主婦・無職・不明・その他 ( )	電話
		メールアドレス
知ったきっかけ: HP・Web 広告・twitter・インスタ・掲示板・テレビ・紹介・街頭・その他 ( )		

心の状態	孤独感・つらい・苦しい・居場所がない・自責感・その他 ( )
メンタルヘルス	精神疾患・不眠・摂食障害・フラッシュバック・トラウマ・依存症・その他 ( )
自殺念慮	死にたい・消えたい・生きる意味がない・自殺企図・その他 ( )
自傷行為	リストカット・OD・瀉血・抜毛・その他 ( )
障害	精神・知的・発達・身体・軽度の障害・その他 ( )
健康問題	体の病気・性感染症・その他 ( )
暮らし	暮らす場所がない・追い出されそう・不安定・神社や友人宅を転々と・その他 ( )
対人	友人・知人・人と関われない・依存・その他 ( )
仕事	人間関係・パワハラ・叱責・仕事ができない・仕事が決まらない・転職・退職
学校	友人関係・いじめ・教員との関係・進路・受験・退学・不登校・その他 ( )
家族	親、義親、きょうだい、祖父母、親の恋人、親戚、夫、子ども・その他 ( )
虐待	身体的・心理的・性的・ネグレクト・過干渉・両親間のDV・その他 ( )
子育て	つらい・子どもに当たってしまう・孤立した子育て・その他 ( )
DV	家族間・夫婦間・デートDV・18歳以上の家族からの暴力・その他 ( )
恋愛	片思い・交際相手・失恋・結婚をめぐる悩み・その他 ( )
LGBTs	レズビアン・バイセクシャル・トランスジェンダー・性自認・その他 ( )
妊娠・出産・中絶	妊娠・妊娠の可能性・出産・中絶・その他 ( )
引きこもり	外に出られない・人が怖い・就業についての不安・その他 ( )
ネットトラブル	SNS・出会い系・リベンジポルノ・ネット上の対人トラブル・犯罪被害・搾取・その他 ( )
薬物	処方薬・市販薬・違法薬物・依存・その他 ( )
ストーカー	つきまとい・待ち伏せ・脅し・ネットストーカー・その他 ( )
家出	泊め男(女)・ネットカフェ・公園・出会いカフェ・風俗・友人・知人宅・その他 ( )
援助交際	援助交際・パパ活・ひととき融資・その他 ( )
JKビジネス	リフレ・コンカフェ・見学店・その他 ( )
性被害	性的虐待・レイプ・強制わいせつ・セクハラ・痴漢・リベンジポルノ・自画撮り被害・その他 ( )
貧困	経済苦・借金・食べるものがない・その他 ( )
犯罪被害	トラウマ・生活の変化・裁判起訴・その他 ( )
その他	非行・( )

主訴		家族構成	家族・一人暮らし・その他 ( )
過去の相談・支援		現在受けている支援	
収入状況	就労・親族の支援・生活保護・年金・ その他 ( )	連絡先 情報連絡先	
対応	<input type="checkbox"/> カウンセリング <input type="checkbox"/> 他機関連携 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> その他		

■取組団体

NPO 法人 ハッピーウーマンプロジェクト（富山県富山市）

■事業内容

婦人科に行きにくいという声で活動がはじまり、女性が暮らしやすい社会は誰にとっても暮らしやすい社会だという考えのもと、女性の健康支援から DV、虐待といったテーマも含め、相談事業、講座開催、専門家講師派遣などを行っています。（団体 Web サイト：<https://happy-woman-project.net/>）

■取り組みのポイント

①講師派遣・講座開催事業

多様性理解やハラスメント対応等を扱う企業向け講座、心と身体を大切にするセクシュアリティ教育など学校向け講座、また女性の健康やコミュニケーション、社会課題などを扱う一般向け講座をおこなっています。

②相談事業

女性の健康や不妊、性暴力に関する相談や予期せぬ妊娠のホットライン、SNS 相談事業を富山県から受託しています。その他女性の語り合い事業や企業向けハラスメント外部相談窓口なども対応しています。



相談先の案内例

③民間シェルター

令和3年には、DV 被害者等困難を抱える女性の自立支援パイロット事業としてシェルターを開始しました。富山県には女性の保護や自立支援を行う婦人保護施設がなく、相談につながっても帰る場所がない女性に、心の回復や自立までの切れ目のない支援を行いつらかったという背景がありました。

■課題・苦労している点

①ある支援ケースの例

児童養護施設卒園後に居場所が持たず、支援機関にもなじみず、転々としてしまった若年女性の場合、民間シェルター開設前だったこともありサポートの難しさがありました。図のような機関がこの若年女性に関わったものの、なかなか自立まで至らない状況でした。

**Aさんが卒園してから関わった機関**

- ・児童養護施設
- ・児童相談所（18歳未満）
- ・市家庭や子どもに関する課
- ・男女平等推進センター/女性相談センター
- ・ハローワーク
- ・よりそいホットライン
- ・チャイルドライン
- ・BOND（東京）
- ・民間居場所A
- ・障害者サポートセンター
- ・その他...

彼女はつながる力を持っていたけれど、安心して居場所がなかった

- ・NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト
- ◆食料支給（フードバンク等）、食事提供
- ◆物資提供（タオルケット等） ◆職場体験
- ◆アドヴォカシー（代弁：契約解除、他機関との交渉）
- ◆病院同行（内科、婦人科：月経痛、PMS）

※民間シェルター-KiteKite開設前

②活動継続における課題

マンパワー不足、資金力不足は大きく、民間シェルターの運営費も厳しい状況です。さらに富山県に婦人保護施設がない点についても、代替となるものが必要だと考えています。

事例発表資料より

## 支援プロセス3：施設、シェルター等での保護

### (1) 施設、シェルター等での保護が必要な理由

#### ● 行くところがない若年女性を、施設やシェルター等で保護する

家族関係に問題があることで、家が安心できる場所ではない若年女性も多くいます。しかし、家出をしても行くところがないことから、泊め男<sup>※</sup>等を頼る女性もいます。そうした時に、施設、シェルター等の活用を検討する必要があります。むしろ、すべての支援団体が施設等を確保する必要があるわけではありません。そうした施設等を持つ団体と連携し、保護することも可能です。

※泊め男：「とめお」と読みます。家出している女性や泊まる場所を探している女性にSNSでコメントを送るなど、女性たちとつながりたい気持ちから何らかのアクションを起こしている男性のこと。

### (2) シェルターでの保護を行う

#### ● 一時保護及び中長期的な住まいとして提供するシェルターでの支援

シェルターには、公的シェルターと民間シェルターがあります。公的シェルターとしては、一時保護を行う一時保護所及び中長期的な支援を行う婦人保護施設があります。

夜間パトロール等で急遽保護が必要な人に出会った場合、シェルターを活用し危険が起こらないように保護したうえで、翌日改めて事情を確認し、家庭や他機関等への橋渡しをサポートします。

一方、シェルターをもう少し長い期間、住まいとして提供することもあります。住所や身分証明書がないと、自立に向けた準備もできないことから、自立支援に向けた基盤として、衣食住や心のケアをおこなえる場として活用します。

〔一定期間過ごすシェルターで提供するもの〕

提供する観点	具体的には
安心できる生活	衣食住の提供
生活習慣の獲得	料理・洗濯・掃除・お風呂の入り方・食べ方等
心のケア	スタッフとの会話、面談、専門家の支援、 共同生活者との関係づくり
つながりを増やす	必要に応じて他の支援機関や自助グループ等の紹介
自立へのサポート	仕事を課す、自立までの計画を一緒に建てる、家探し 等自立準備の補助

### (3) 施設での保護につなげる

#### ● 支援につながるためのサポートを行う

---

一時保護所や婦人保護施設等での支援につながるためには、行政窓口で相談に行くことが必要となります。しかし、相談者本人がうまく自分の状況を伝えられないこともよくあります。そこで、相談者が行政窓口に行く時に同行したり、伝え方をサポートしたりすることも時には重要になってきます。

対応する行政側としては、相談の一つの側面だけを見て各課で個別対応するのではなく、若年女性として複合的な問題を抱えていることを推察し、包括的な支援を行う体制を整えていくことが求められます。その際には、LGBT に配慮した施設の提供や支援のあり方も求められています。

### (4) 専門家相談支援や同行を行う

#### ● 専門的支援につながるための意思づくりや同行サポートを行う

---

施設、シェルター等の居場所を提供する支援のなかには、適切な専門家・専門機関につなげることも含まれます。たとえば妊娠や出産に関する悩みを抱えている場合は、医療機関を受診する必要があります。また、DV 被害等は弁護士や警察との連携が必要になることもあります。一方、本人がどのように専門機関に相談するのかがわからない結果、時間が過ぎてしまうことも多々あります。

支援機関は、相談に行こうとする意思づくりをサポートしたり、本人の不安を緩和するために同行サポートをすることが必要ですが、本人が自ら専門家に相談する、医療機関を受診するなどの意思を持ってもらうことが何より重要なため、面談等で本人の思いに寄り添いながら支援を進めていくことが求められます。

### (5) 相談室等、カフェ型の居場所を提供する

#### ● 気軽に相談できる、オープンな居場所の提供はアウトリーチにも役立つ

---

施設、シェルター等の他に、気軽に立ち寄れる場、相談できる場として、たとえば固定の曜日に予約なしでも立ち寄れるようなオープンな場をつくることが考えられます。

支援機関の事務所内等、固定の場所がつけられる場合は、同じ場所で、毎週何曜日の何時からと固定して開設するとよいでしょう。開いている日時が明確であれば、訪問者側も訪れやすくなります。情報はホームページに掲載して検索してもらえらるようしておきます。また、アウトリーチ型でコンタクトをとる時にも「よかったら立ち寄ってください」と案内に加えることができます。

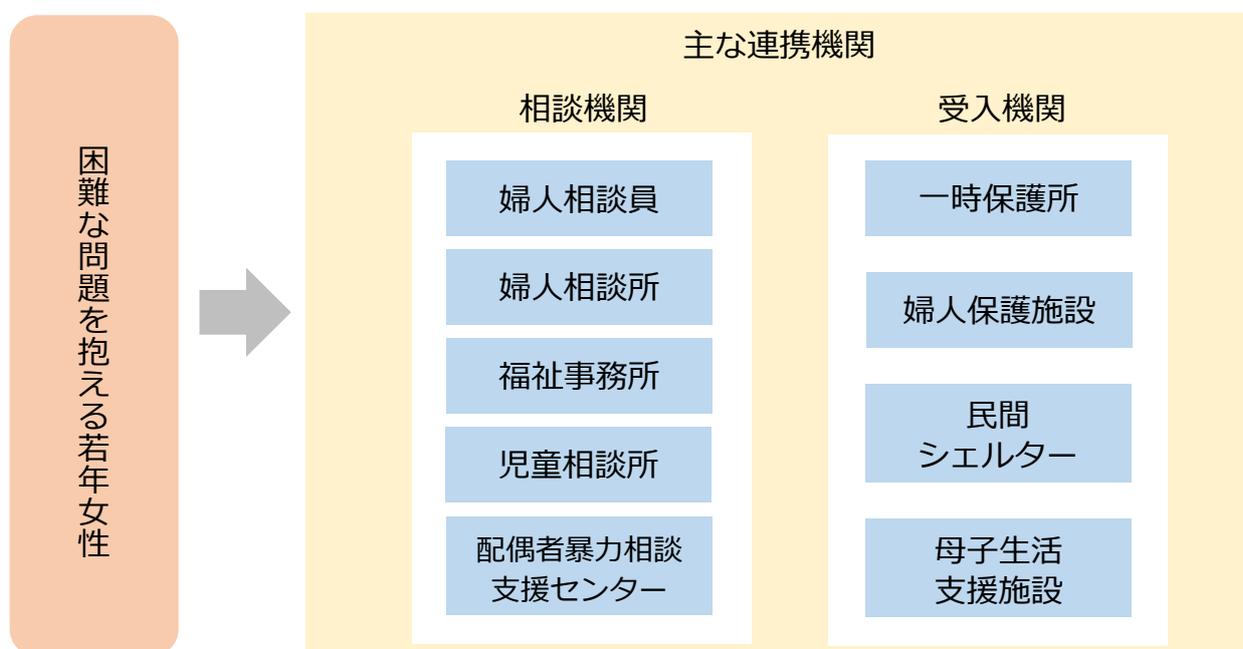
## (6) リスクへの対処に留意する

### ● 加害者からの暴力等のリスクを想定する

例えば、DV被害を受けている相談者の場合、居場所の提供やアウトリーチを行うことにより、加害者からさらに暴力を振られることとなるリスクがあります。また、支援者においても、加害者が訪れる可能性のある場面に遭遇した時に加害者から暴力を振られるリスクがあります。こうしたリスクを想定し、回避するよう対処することに留意する必要があります。

## (7) 施設、シェルター等での保護における主な連携機関

相談者の抱えている問題に応じて、婦人相談員や婦人相談所、児童相談所、福祉事務所などへの相談を行った後、行政の支援として婦人保護施設や民間シェルター等での保護につながるようになります。



### コラム

#### 再非行防止に向けた支援

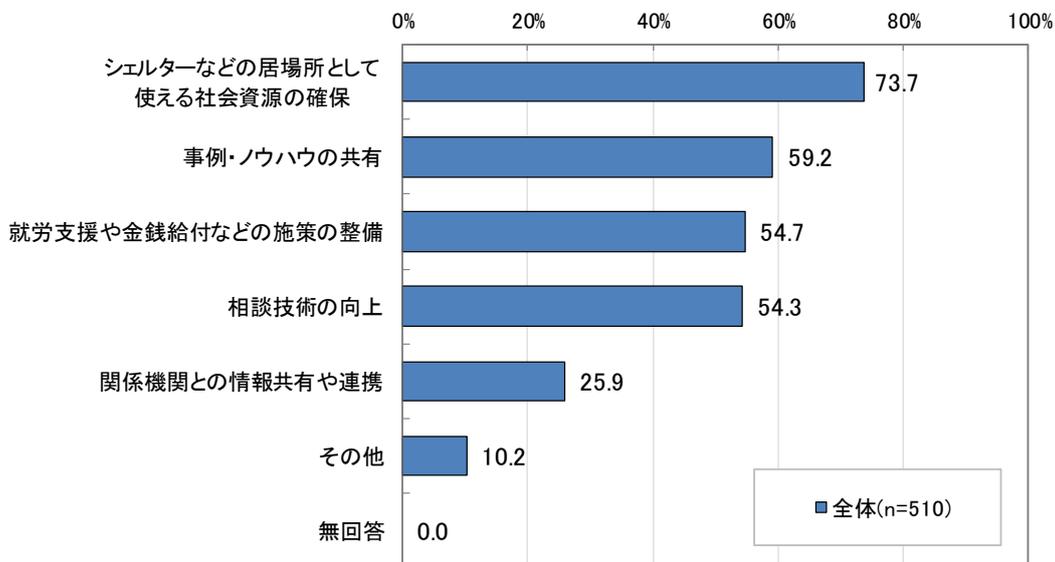
NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知では、若年女性の再非行防止に向けた支援を行っています。支援を行う中での工夫をいくつかご紹介いたします。

- ・サポート体制として、非行経験あり、我が子が非行経験あり、非行経験なしの3チームを設置している。
- ・サポートスタッフは、無償ではなく有償ボランティアとしている。
- ・住まいのサポートは、1棟1室契約とし、一人暮らしのサポートをつけている。

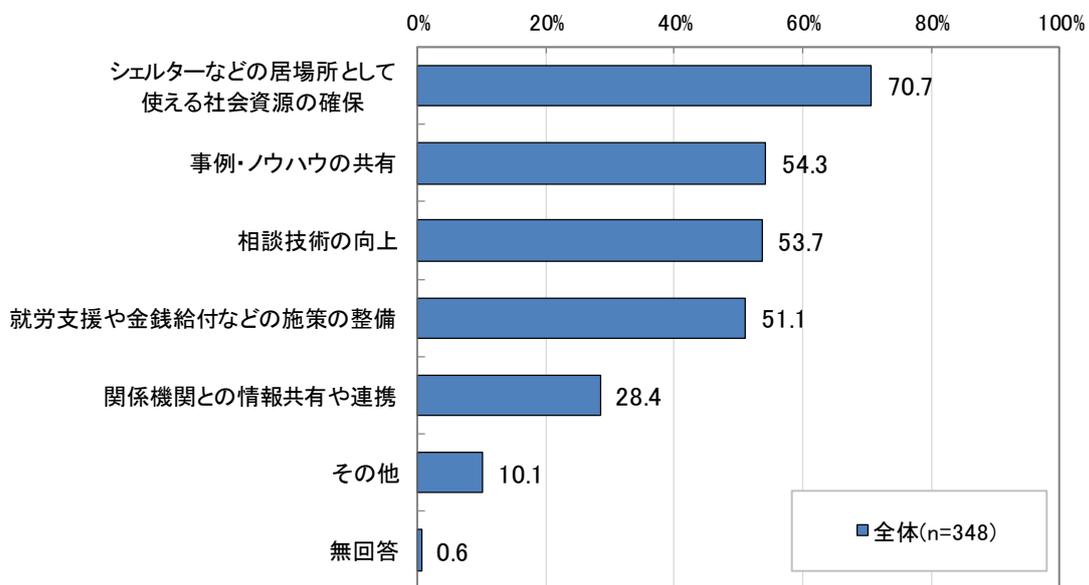
非行少女は、正しい言葉が聞きたいのではなく、信頼できる人の言葉が聞きたいため、犯罪性のない信頼できる人との繋がりが必要であり、非行少女と関わる人が増えることが望まれています。

「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」「事例・ノウハウの共有」が18歳以上・18歳未満ともに多くなっています。

<18歳以上>



<18歳未満>



典：「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」に係るアンケート調査

## 支援プロセス4：自立支援・アフターケア

### (1) 自立支援・アフターケアに必要なこと

#### ● 本人の自立への意思を高めるサポートから始めることが重要

働ける年齢であれば、仕事を探して収入を得て、自らの力で生活できるようになっていくことが自立支援の1つのプロセスです。しかし、抱えている困難を通じて心が不安定になっている人も少なくありません。シェルター等で支援を続けている場合は、面談を重ねながら本人の自立への意志を高めていくところから始めます。

### (2) 専門機関や行政手続、病院等への同行

#### ● 自立に向けた手続等を、本人の意思で行えるようサポートする

たとえば生活困窮に陥り、精神的にも不安定になっている状態からの自立をめざす場合、病院の精神科での診察、婦人相談所を介した婦人保護施設への入所などのサポートが有効です。

また、病気等体の問題を抱えている人や、妊娠している人もいます。その場合は、まずその整理が自立支援の手前で必要となります。特に妊娠の場合は、活用できる制度や中絶可能な期間等に関する知識が乏しい人もいます。病院へ同行する、現状と一緒に整理するなど、本人の意志を固めるサポートが求められます。

ポイントは、混乱している状況からメンタルケアや生活面を落ち着かせるための回復支援を行い、本人の意思で動くことができるようになるよう行政側とNPO等の方たちと適切に役割分担を行い、根気強くサポートすることです。

### (3) 定期的なフォロー・相談対応・メンタルケア

#### ● 本人の希望・状況に応じた継続的な支援を実施する

他の専門機関に紹介した場合でも、アフターフォローを行うことが重要です。困った時にはいつでも連絡ができるよう連絡先を持っておくだけでも、本人の心が落ち着くこともあります。本人から希望があれば、つないだ他機関と連携をとりながら話を聞く役割を担うことも考えられます。

自団体のシェルターでの生活が続ける際には、本人の日常的な変化やメンタル面にも気を配りながら、自立支援への伴走をしていきます。

#### (4) 自立支援における主な連携機関

自立支援においては、「住まい」「健康・医療」「就労」「家計・借金」などの若年女性が抱える問題に応じて、さまざまな機関との連携が必要となります。

相談・支援の内容	主な連携機関
住まい	婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター、市区障害者虐待被害者支援センター、社会福祉協議会、ハローワーク、公営住宅係、福祉事務所、警察等
健康・医療	医療機関、保健所、福祉事務所、婦人相談所、保育所・学校、児童相談所、警察等
就労	ハローワーク、福祉事務所、社会福祉協議会等
家計・借金等	福祉事務所、教育委員会、学校、社会福祉協議会、弁護士、法テラス、警察、民生委員・児童委員、ハローワーク等

#### コラム

#### 自治体での事業化に向けて

自治体で事業を行う際には、予算や人員体制など、クリアしなければならない点がいくつもあります。令和3年度より若年女性支援の取組を始めた札幌市の取組より、事業化の検討にあたり考えていただくきっかけとなるポイントをご紹介します。

##### ●若年女性支援は、大都市だけの問題なのか？

誰にも相談できない悩みを抱えることや、暴力や性的な被害に遭う可能性はどこにでもあり、住んでいる場所とは無関係です。そして、居場所を求めて都市部に集まってきます。今はSNSで誰とでも繋がれる時代だからこそ、都市部だけの問題ではありません。

##### ●若年女性の問題は、自己責任ではない

家にお金がない、居場所がないことは、彼女たちの責任ではありません。支援が必要な人に適切な支援を届けることが、行政の役割です。効果の見えづらい事業ですが、必要としている人は少なくありません。

##### ●官民連携は難しい？

行政は、事業を始めるまでは大変ですが、続けていくことが得意な面があります。民間団体は素早く活動を始めることができますが、続けていくことが大変な面があります。だからこそ、一緒に取り組んでいく意義があると考えます。

## ■取組団体

特定非営利活動法人 抱撲 (福岡県北九州市)

## ■事業内容

昭和 63 年に、ホームレス状態にある方向けの炊き出しをしたところからはじまり、生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立に同時に取り組む支援の仕組みをつくっています。炊き出し、パトロール、相談会、居住支援、子どもへの学習支援、就労支援といった活動ならびに社会福祉施設等の運営も行っています。

(団体 Web サイト：<https://www.houboku.net/>)

## ■取り組みのポイント

## ①基本的な考え方

経済的困窮（ハウスレス）と社会的孤立（ホームレス）の問題は分けて考え、社会参加や自立支援を一体的に行っています。

## ②包摂型世帯支援：「子ども・家族 marugoto 支援」

ホームレス経験者や若年困窮者の約 5 割が中卒・高校中退であったり、生育環境課題を抱えていたという実状から、平成 25 年より子どもへの学習支援をはじめました。さらに、子どもの貧困は子どものいる世帯の貧困と同期しており、子どもの学習や食事支援だけで解決するのは難しい点が見えてきたことから、包摂型世帯支援へと活動を進化させています。行政等の機能としては縦割りで対応がわかれてしまいがちなところを、子どもと家族・世帯の問題として次のような観点で一体的に支援するものです。

1. 訪問型相談支援：訪問や面談による家庭との信頼関係づくり他
2. 生活支援：掃除や片付けなどの環境整備他
3. 居場所支援、社会参加支援：居場所の運営、社会参加イベント機会提供他
4. 学習支援（集合型、訪問型）：学習支援の実施、集合型学習支援への送迎他
5. 就労支援：就労訓練事業との連携、協力企業でのアルバイト支援他
6. 居住支援：サブリース契約をしている部屋への入居支援他



衛生的に暮らせるように ごみの分別ができるように

## ③見守り支援付き住宅の運営：「プラザ抱撲」

住宅確保困難者の方に、住宅支援をすることで安定した暮らしが行えるようになるよう、住宅確保の支援（契約支援他）の他に、地域互助支援、生活サポートを含めた見守り支援付施設「プラザ抱撲」の運営も行っています。入居者は一定の家賃を支払い、次のような伴走支援を受けながら暮らしを確立していきます。

- ・常駐の管理人による日常的な見守り（安否確認）
- ・自立生活サポートセンターによる専門的支援
- ・原則、断らない賃貸借保証
- ・月 2 回の安否確認オートコール 他



## 5. 官民連携・地域連携に向けて

困難な問題を抱えている若年女性の支援は、ケースにより支援内容がさまざまであり、その範囲も多領域にわたるため、支援の関係者が連携することが重要であり、官民連携、地域連携の体制が欠かせません。それぞれの組織内においても、関係機関で情報を共有し、支援が途切れることのないよう、包括的な支援を意識した体制づくりが重要です。

### (1) 行政内の連携

相談の一つの側面だけを見て各課で個別対応するのではなく、若年女性として複合的な問題を抱えていることを推察し、包括的な支援を行う体制づくりを進めることが期待されます。そのために、まず、若年女性が抱える困難な問題の現状や支援の必要性を関係部署が理解することが第一歩であり、理解に向けた周知を進めていくことが重要です。

### (2) 官民連携

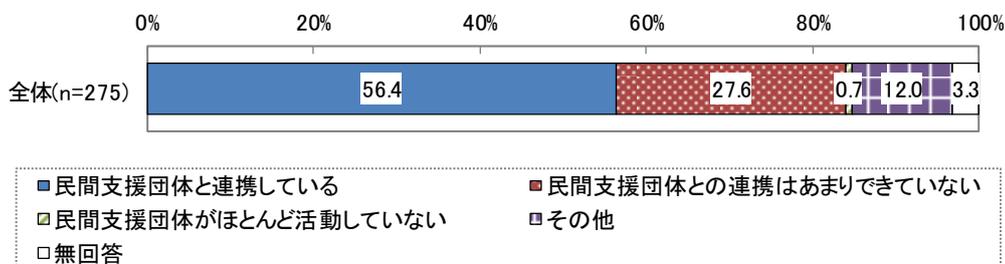
支援の関係者が一堂に会する場（関係機関連携会議等の会議体）がある場合は、その場を活用し、共通認識づくり、仕組みづくり、人的交流等を進めることが重要です。そうした場がない場合は、支援の関係者が集まる場の設置に向けた働きかけやネットワークの構築を検討することが考えられます。若年女性の問題が家族の問題と連動する時には相互の情報共有、仕事の問題と関連する時には職業訓練機関や就労支援機関へのスムーズな紹介ルート確立など、多角的な連携体制の整備が生じる領域であるため、官民連携を推進していくことが求められます。

### (3) 地域連携

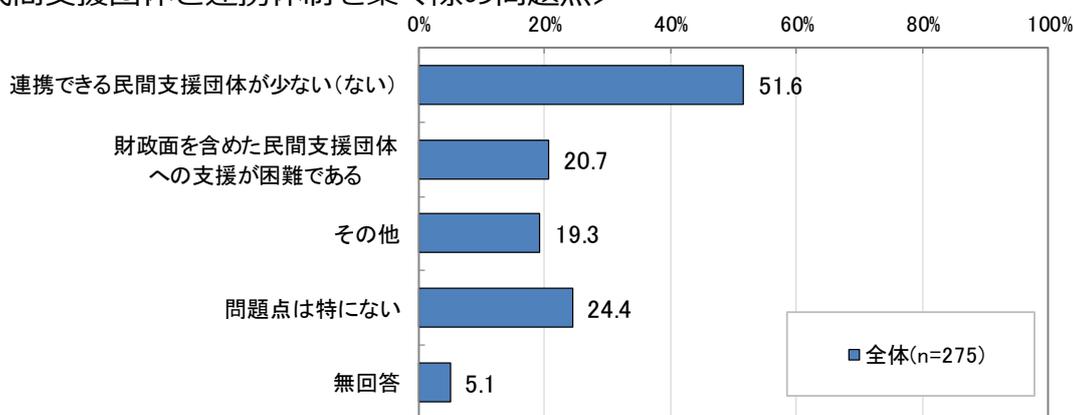
団体間でそれぞれの主たる支援領域を共有し、どのような相談に発展したらどの団体につながればよいか、相互に認識される状態をつくる必要があります。また、地域の専門家や医療機関で協力的なところを巻き込み、さまざまな課題をカバーできる地域体制をつくっていくことが求められます。

民間支援団体と連携している機関が、半数を超えています。一方で、民間支援団体と連携体制を築く際の問題点については、「連携できる民間支援団体が少ない」という声も多くなっています。

<民間支援団体との連携状況>



<民間支援団体と連携体制を築く際の問題点>



若年女性支援において利用したいが利用できていない社会資源については、「民間支援団体」(13.8%)が最も多く、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」(11.2%)、「外国人への支援組織」(10.7%)と続きます。

調査数	1019	4.5	4.0	3.6	8.9	6.7	4.7	1.2	4.1
婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	福祉事務所	子ども家庭支援センター		
母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	母子・父子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校
7.3	4.1	3.5	10.6	1.8	5.6	3.6	2.3	5.6	4.1
民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	その他	特になし	無回答
13.8	3.6	2.9	3.6	10.7	11.2	4.6	2.2	26.9	34.2

出典：「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」に係るアンケート調査

安心してつながれる、相談できる、関係機関が連携して必要としている支援につないでいくという想いを込め「LiNK」という名前をつけました。(事業開始：令和3年8月)



■ 事業開始の背景

令和元年6月に札幌市で起きた2歳女児衰弱死事案の検証報告書の中で、女児の母親については、「妊娠・人工妊娠中絶、交際相手との関係や精神的な不調、高等学校の入学・休学や就労の問題など、10代後半の女性として見られる様々な諸課題が見られるが、これらの対応が十分に図られることはなかった。要因として、思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みが、市はもとより、国の施策としても不足しているのが実情である。」と述べられ、思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性が提言されました。

■ 事業の対象者

暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性。

■ 事業の概要

- ① **アウトリーチ支援** ・ SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りを実施し、若年期の女性達に積極的に支援と情報を届ける。
- ② **居場所の確保** ・ 落ち着いて今後の生活について相談できるよう、一時的な「安全・安心な居所」の提供を行い、相談、見守り支援を実施。
- ③ **自立支援** ・ 学校や家族との調整、同行支援、就労支援、医療機関との連携による支援など自立に向けた伴走型の支援を実施。
- ④ **関係機関連携会議** ・ 行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置。対象者の抱える問題の状況に応じて関係機関へつなぐ。

■ 支援団体との連携

- 「cloudy」は、DV被害者の支援、ひとり親への支援、性暴力被害者支援、LGBTやホームレス女性などへの支援を行っている団体が、協力して暴力や貧困に苦しんでいる女性たちを支援している札幌市の民間団体のネットワークです。
- LiNKとも連携し、若年期の女性の支援を行っています。

若年女性支援ネットワーク「cloudy」

◀ 主な構成団体 ▶

**NPO法人北海道レインボー・リソースセンター-LPort**  
 ・セクシャルマイノリティの支援団体  
 ・セクシャルマイノリティの若者向けLINE相談「こじらる talk-talk」実施

**しんぐるまざあず・ふぉーらむ 北海道**  
 ・ひとり親世帯の親と子が、孤立せずに必要な支援に繋がるサポートを実施  
 交流の場として応援セミナーや親子イベントなどを開催

**性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH (NPO法人ゆいねっと北海道)**  
 ・性暴力被害に遭った女性の支援を実施。  
 ・関係機関への付き添い支援を実施



**【事務局】 札幌市男女共同参画センター (さっぽろ青少年女性活動協会)**  
 ・H28年から年2回程度、10代、20代の女性を対象としたLINE相談を実施。

**NPO法人 女のスペース・おん**  
 ・女性の 인권相談  
 ・暴力被害女性の緊急一時保護等を実施

**NPO法人 CAN (Child Advocate network)**  
 ・H22年～H31年3月まで自立援助ホーム「シーズ南平岸」を運営。  
 ・現在は同ホーム退所者のアフターフォローを実施。

**NPO法人 ホームレス支援北海道ネットワーク 女性サポートAsyl**  
 ・女性の生活困窮者のための相談窓口を運営。  
 ・DVや経済的困窮により行き場を失った「ホームレス女性のためのシェルター」を運営

■ 事業を開始して見えてきた課題

- ① **連携強化** ・ 売春防止法や児童福祉法、母子保健法の隙間にいる若年期の女性達を支援するために、公的機関がどのように連携できるのか、具体的な協力体制の構築が必要です。また、市外居住者からも相談が寄せられることから、市町村間の連携も課題となっています。
- ② **情報提供** ・ 支援を必要としている人、支援が必要だと気づけないくらい過酷な状況にいる人に必要な情報を届けるため、更なる事業周知が課題となっています。
- ③ **自立支援** ・ 安全・安心な居場所から自立に向けて準備できるよう、困難を抱えた若年期の女性達が入居しやすい住宅等をどう準備していくのか、また、多様な困難に対応できる支援者の人材の育成等が課題となっています。

### Ⅲ.参考資料

#### 1. 若年女性が抱える問題と相談先・関係機関の一覧

※若年女性が抱える問題の個々のケースにより、相談先・関係機関とのつながり方や相談の優先順位等が変化します。  
それぞれのケースに応じて、ご参照ください。

	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	行政窓口（各所管課）	福祉事務所	子ども家庭支援センター	生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	母子・父子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校	教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	地域若者サポートステーション	
心の状態	○	○	○	○					○								○			○	○	○			○					
幻覚幻聴	○	○	○	○													○			○	○	○			○					
自殺念慮	○	○	○	○													○				○	○			○					
自傷行為	○	○	○	○													○				○	○			○					
障害	○	○	○	○			○	○	○				○		○		○			○	○	○			○					
健康問題	○	○	○	○		○	○	○	○								○			○	○	○			○					
暮らし	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○							○			○	○				
対人	○	○	○	○		○		○	○										○	○		○			○			○		
仕事	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○						○		○		○				○
学校	○	○	○	○		○	○	○	○	○										○	○	○			○					

	婦人相談所	婦人相談員	児童相談所	婦人保護施設	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画支援センター	行政窓口（各所管課）	福祉事務所	子ども家庭支援センター	生活困窮者自立支援窓口	母子生活支援施設	児童養護施設	乳児院	自立援助ホーム	社会福祉協議会	母子・父子福祉センター	保健所	警察	弁護士	学校	教育委員会	民間支援団体	医療機関	ハローワーク	民生委員・児童委員	外国人への支援組織	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	法テラス等法律相談窓口	地域若者サポートステーション	
家族	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○		○			○					
虐待	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○				○	○				○	○			○			
子育て	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○		○	○		○	○				
DV	○	○	○	○	○	○	○				○							○	○				○			○	○	○		
恋愛	○	○	○	○																			○			○	○	○		
LGBTs	○	○	○	○																			○			○				
妊娠・出産・中絶	○	○	○	○			○				○	○	○			○							○	○			○		○	
引きこもり	○	○	○	○			○									○				○	○	○				○				○
ネットトラブル	○	○	○	○														○	○				○			○			○	
薬物	○	○	○	○													○	○					○	○			○			
ストーカー	○	○	○	○														○		○			○			○				
家出	○	○	○	○														○		○			○			○				
援助交際	○	○	○	○		○												○					○			○	○			
JKビジネス	○	○	○	○		○												○					○			○	○			
性被害	○	○	○	○	○	○												○					○	○		○	○	○		
貧困	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○		○		○		
犯罪被害	○	○	○	○										○			○	○					○			○	○	○		

## 2. 児童福祉及び婦人保護に関する社会福祉施設等一覧

	児童養護施設	児童相談所 一時保護所	自立援助ホーム	母子生活支援施設
目的・ 対象者	保護者のいない児童、虐待されている児童 その他環境上保護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)を入所させ、養護し、あわせて退所者に対する相談を野田の自立のための援助を行う	・児童相談所に付設若しくは密接な連携が保てる範囲内に設置され、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合に、児童の一時保護を行う施設 ・警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他適当な者に一時保護を委託可能	・児童自立生活援助事業として、第二種社会福祉事業に位置付けられ、義務教育終了後、他の社会的養護(児童養護施設、里親、児童自立支援施設など)の措置を解除された青少年及び都道府県知事が認めた青少年に自立のための援助及び生活指導を行う	・児童を養育している母子家庭を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設 ・母子家庭のほか、配偶者からの暴力(DV)などの被害女性で、養育する児童がいる場合も対象
年齢	対象の児童は18歳未満(必要があれば20歳まで利用可能)	対象の児童は18歳未満(必要があれば20歳まで利用可能)	義務教育を終了した満20歳未満の児童等(場合により22歳まで)	対象の児童は18歳未満(必要があれば20歳まで利用可能)
期間	平均在所期間：5.2年(H30調査)	原則2カ月以内(必要があれば利用可能)	平均入居期間：1.1年(H30.2月)	在所期間は利用世帯により異なる
根拠法	児童福祉法第41条	児童福祉法第33条	児童福祉法第6条の3、同法第33条の6	児童福祉法第38条
施設基準等	・居室一室の定員は4人以下(1人につき4.95㎡以上) ・職員は児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、調理員等、嘱託医その他必要に応じて栄養士	・設備・運営については児童養護施設の基準を準用 ・通学等の行動の自由が制限される場合がある	・入居定員は、5人以上20人以下 ・日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること ・居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上。一居室当たりの入居児童はおおむね2人まで。男子と女子は別室とする	・母子室(居室)には調理設備、浴室、トイレを設けるものとされ、面積は30㎡以上 ・職員は母子支援員、少年指導員、調理員等、嘱託医その他必要に応じて心理療法担当職員等
入所の判断	入所の可否は児童相談所が調査し判断	必要と認める場合に児童相談所長が一時保護を決定	里親やファミリーホームへの措置委託や社会的養護関係施設での措置を解除された児童、あるいは都道府県知事が自立のための援助及び生活指導等が必要と認めた場合	利用の可否は本人の申請の基づき福祉事務所が調査し判断
費用	費用は世帯の所得に応じて負担	費用負担なし	本人負担あり	費用は世帯の所得に応じて負担(光熱水道費は実費負担)
施設数等	施設数：612ヶ所 利用者数：24,539人(R2.10)	施設数：136ヶ所(H29.4) 一時保護件数：23,276件(H27年度)	施設数：193ヶ所 利用者数：662人(R1.10)	施設数：221ヶ所 利用者数：3367世帯、児童5626人(R2.3)

	婦人保護施設	婦人相談所 一時保護所	配偶者暴力相談支援センター
目的・ 対象者	元々は売春を行う恐れのある女子(要保護女子)を收容保護する施設だったが、DVなどの被害者や家庭環境の破綻、生活の困難など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性も保護の対象。これらの者の保護、自立のための支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談所に併設され、DV被害者及びその同伴児童に係わる短期間の一時保護を行う施設(中長期的な支援が必要な場合、婦人保護施設への入所措置を行う)</li> <li>・適切な保護が見込まれる場合、民間シェルター等へ一時保護を委託することも可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が設置する婦人相談所又は都道府県・市町村が設置する適切な施設において、DVの防止、被害者の保護のための業務を行う</li> <li>・主な業務は、相談、カウンセリング、緊急時における安全の確保、支援施策利用のための情報提供その他の援助</li> </ul>
年齢	年齢制限なし	年齢制限なし	年齢制限なし
期間	平均在所日数：133.8日(R1年度平均)	概ね2週間程度	-
根拠法	売春防止法第36条	売春防止法第34条	配偶者暴力防止法第3条
施設基 準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室一室の定員は4人以下(1人につき4.95㎡以上)</li> <li>・職員は施設長、入所者を指導する職員その他必要に応じて調理員等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のほか給食施設、浴室などがあり、指導員、看護師、調理員などの職員が配置されている。</li> <li>・衣食その他生活に必要なものを給付するとともに、性交、生活態度、心身の健康状態等の観察を通じて必要な指導を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、支援センターの機能を果たす施設の職員であれば良い。なお、相談やカウンセリングを行う職員に、特別な資格は必要ないが、十分な研修を受けた者であることが望ましい。(H14年通知)</li> </ul>
入所の 判断	入所の可否は本人の申請に基づき婦人相談所長が保護を決定	本人の申請の基づき婦人相談所が一時保護を決定	-
費用	費用負担なし	費用負担なし	費用負担なし
施設数 等	施設数：39都道府県に47ヶ所 婦人保護施設入所者数730人、同伴家族304人(うち同伴児童296)(R2.4)	施設数：47ヶ所(各都道府県に設置)(R3.6) 利用者数：4052人、同伴家族3536人(H30年度)	施設数：300カ所(R3年4月1日)、 相談件数119,276件 (来所：36,040件、電話75,492件、その他：4,842件)(H31年度4月1日～R2年3月31日)

### 3. 国の事業の紹介

厚生労働省では、令和4年度において、女性が抱える困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、以下の取組みを実施することとしています。

(令和3年度予算) (令和4年度予算)

23億円 → 26億円

(婦人保護事業費負担金) 9億円 → 10億円

(婦人保護事業費補助金) 13億円 → 16億円

**婦人保護施設措置費【拡充】**

**(事業内容)**  
 婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

**(実施主体)** 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

**(補助率)** 国5/10(都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5/10)

**<令和4年度予算における拡充内容>**  
 婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

**①民間団体との連携体制強化加算(新設)**  
 婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、婦人保護施設に、以下のいずれかを配置した場合に加算する。

**ア 民間団体支援専門員**  
 民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

**イ 連携強化のための心理療法担当職員**  
 性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

**②一般生活費に係る基準単価の改善**  
 婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

**<基準単価>**

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → **71,460円**
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円

令和4年度予算額：212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

**婦人相談員活動強化事業【拡充】**

**<令和4年度予算(案)における拡充内容>**  
 婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に**経験年数に応じた加算を新設**するとともに、**期末手当を支給した場合の加算(手当月額2.55月分)を新設**する。

**◆経験年数5年目(研修修了者)の婦人相談員における処遇改善例**

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円(66.6万円増)  
 (月額ベース：197,700円 → 211,200円(13,500円増))

**<経験年数に応じた加算(新規)>**

- 経験年数3～9年の者
  - 研修修了者：月額4,500円×(経験年数-2年)を加算
  - 研修未修了者：月額3,500円×(経験年数-2年)を加算
- 経験年数10年以上の者
  - 研修修了者：月額45,000円(=4,500円×10年)を加算
  - 研修未修了者：月額35,000円(=3,500円×10年)を加算

**<期末手当加算(新規)>**  
 1人あたり年額(手当基本額の2.55か月分)  
 研修修了者：年額504,130円、研修未修了者：年額392,440円

**(事業の内容)**  
 婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

**<手当基準額>** 研修修了者：月額197,700円、研修未修了者：月額153,900円

**(実施主体)** 都道府県・市

**(補助率)** 国5/10(都道府県・市5/10)

## 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

令和4年度予算額：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

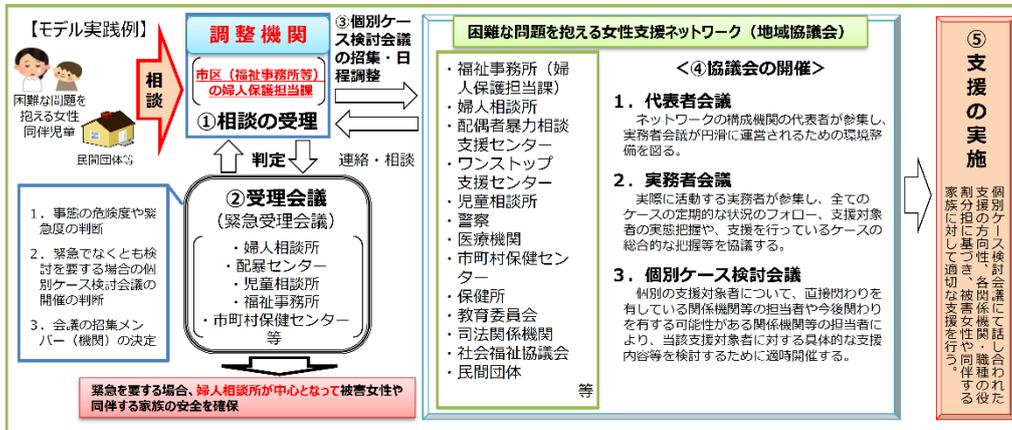
### <事業内容>

○ 様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営する。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助基準額】 1自治体当たり 8,673千円（R3:8,519千円）

【補助率】 国：定額（10／10相当）



## 民間団体支援強化・推進事業【新規】

令和4年度予算額：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

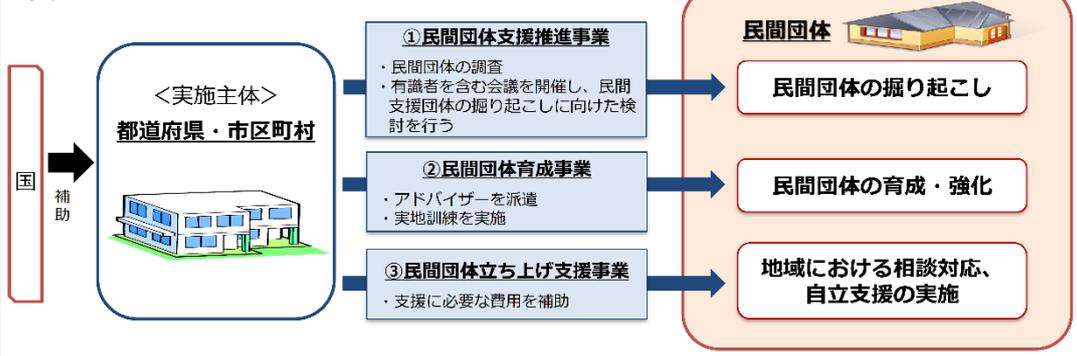
### <事業内容>

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進するための自治体に対する補助事業を創設する。

- ①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。
- ③民間団体立上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<実施主体> 都道府県・市区町村 <補助率> 国 1/2、実施主体1/2 <補助基準額> 1自治体当たり 11,385千円

### <事業イメージ>



## 若年被害女性等支援事業【拡充】

令和4年度予算額：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

### <事業内容>

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

### <令和4年度予算案の内容>

- ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
- ②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための個別対応職員の新たな配置を行う。
- ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。

<実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国1/2、実施主体1/2

<1か所当たりの補助基準額> 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）

### <事業イメージ>



～メモ欄～

困難な問題を抱える若年女性に対する支援  
スタートアップマニュアル  
〔第 1.0 版〕

令和 4 年 3 月

「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」  
ワーキングチーム